

# 平成21年9月甲良町議会定例会会議録

平成21年9月11日（金曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

## ◎会議に出席した議員（12名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
5番	山崎昭次	6番	宮寄光一
7番	建部孝夫	8番	藤堂一彦
9番	西澤伸明	10番	藤堂与三郎
11番	北川豊昭	12番	山田壽一

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	山崎義勝	教育長	藤原新祐
総務主監	野瀬喜久男	会計管理者	橋本敏治
教育次長	川並孝一	保健福祉主監	山崎義幸
産業振興主監	茶木朝雄	建設水道主監	中山進
人権主監	米田義正	総務課長	山本貢造
保健福祉課長	大橋久和	人権推進課長	山本一孝
建設課長	若林嘉昭	学校教育課長	奥川喜四郎
図書館長	茶木作夫	産業振興課参事	川嶋幸泰

## ◎議場に出席した事務局職員

事務局長	村田和久廣	書記	宝来正恵
------	-------	----	------

(午前 9時15分 開会)

○山田議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成21年9月甲良町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 丸山議員および3番 木村議員を指名いたします。

日程第2 これより、一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより順次許しますが、発言時間について申し上げます。

諸般の都合により、本日の質問時間については甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により、1人35分以内としますので、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いいたします。

では、初めに、3番 木村議員の一般質問を許します。

木村議員。

○木村議員 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

少子・高齢化が叫ばれて久しい今日このごろ、日本にとっては切実な問題となっております。そこで、今回は、まず子どもたちに関しての質問をさせていただきたいと思っております。国の宝物であります子どもたちが元気に仲よく育ってほしい日々を願っているわけですが、成長の前には数々の障害があるでしょう。その障害を医学的に防げることがあれば、それにかかわることが行政施策の1つではないでしょうか。

そこで、まず、乳幼児に対するワクチン、あるいは予防接種についてお伺いしたいと思います。現在、数種類のワクチン投与、あるいは予防接種等が行われていると思うのでありますが、細菌性のヒブ髄膜炎という病気があります。それはどのような病気でありましょうか。お伺いします。

○山田議長 保健福祉課長。

○大橋保健福祉課長 細菌性髄膜炎という病気なんですが、髄膜炎の中でもウイルスが引き起こす無菌性の髄膜炎と、細菌などが引き起こす細菌性の髄膜炎があります。細菌性の場合、治療が遅れると知的な障害や手足の麻痺などの後遺症が残ってしまいます。髄膜炎だけでなく、これらの菌で引き起こされる病気には突然息ができなくなる急性喉頭蓋炎やショック状態になる敗血症があります。いずれも重症になると命にかかわる疾患です。細菌性髄膜

炎は発病早期には発熱、嘔吐、風邪などの病気と症状が非常に似ているため早期診断が難しく、また、近年治療薬に対する原因菌の耐性化が進み、発症後の治療が困難となってきております。年間日本国内で約600人発症しております、5%の死亡、それから25%の後遺障害が残るということでもあります。

○木村議員 ありがとうございます。

そしてまた、現在世の中を騒がせている新型インフルエンザのことについても通告書は出しておらんのですが、なぜならば2週間前の通告書の期限と今日このごろとはかなり状況が、新聞報道に関しましても状況が変わっておりますので、そのことについてもちょっと質問させていただいてもよろしいでしょうか。

○山田議長 はい。どうぞ。

○木村議員 そしたら、それはちょっと後に回すので、そのときにお願いいたします。

とりあえず600人というお答えをいただきましたが、全体からすれば数%になるんだと思うんですが、数を聞いてびっくりいたしました。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

この病気のワクチンは、あるいは予防接種はどのようにされて、その数量というものは十分に足りているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○山田議長 保健福祉課長。

○大橋保健福祉課長 実はこのワクチンは日本ではあまりなじみがなくて、外国、フィンランドとアメリカで臨床試験が行われています。ワクチン導入後のヒブによる細菌性髄膜炎の発症率が低下し、その予防効果が報告されております。また、我が国においても海外での臨床試験を活用した試験結果によりワクチンが承認されました。ですから、外国と同様の感染予防効果が期待できると言われています。

日本は諸外国と比べ、ヒブによる細菌性髄膜炎の罹患率、罹患率といいますがかかる率ですね、かかる率が低いことやワクチンの国内の販売が認められてから期間が短い。まだ1年少々であります。ですから、ワクチンの有効性、安全性、費用対効果などのデータの積み上げが十分できていないのが現状であります。このため厚生労働省では研究班を組織して定期接種化の検討が今されています。だから、今後の動向を注視して考えていきたいと思っておりますし、ワクチンの量ですが、今不足ぎみということをお聞きしております。

○木村議員 ごめんなさい。ちょっと聞き取れませんでしたんやけど、最後。

○大橋保健福祉課長 ワクチンは不足ぎみということです。

○木村議員 ありがとうございます。

そこで、医療機関においては任意の接種になっているという、全部が全部ではないと思うんですけど、医療機関に張り紙がしてあって、任意で接種してくださいというような案内がされておるようでございますが、年齢によって1回あるいは2回、あるいは3回と、4回目もあるかと思うんですけど、そういう回数を打たなければならないということを聞いておりますので、このワクチンを接種するにあたっての、いわゆる料金ですね、それは幾らぐらいになっていますか。

○山田議長 保健福祉課長。

○大橋保健福祉課長 料金は、今聞いているところによると数回接種して3万円程度ということを知っています。

○木村議員 数回接種して3万円ということは、単純に1回幾らぐらいかというのはいくらかわからないんですか。

○大橋保健福祉課長 失礼しました。4回で3万円程度ということで、1回7,500円程度ということです。

○木村議員 わかりました。

ここで先ほどちょっと聞いておりました新型のインフルエンザの接種代のこと、料金ですね、もしわかればお教えいただきたいんですが。

○山田議長 保健福祉課長。

○大橋保健福祉課長 実は、国の方で9月9日の日に全国の担当者、県レベルの担当者会議が開かれました。それで、最近、新聞にも載っているんですが、1回当たり3,000円から4,000円ぐらいということになっています。それで、滋賀県では今度この9月15日に県内の市町村の担当課長ならびに担当者を集めて、国の動向を県内各地に伝えるという会議が予定されています。

○木村議員 わかりました。新型のインフルエンザは、2回は打たなければならないと聞いておりました、それと、先ほど言いましたヒブ髄膜炎の方のヒブワクチンは4回ほど打たなければならないということで単純に計算してみましたらかなりの高額になるかと思うんです。だから、そうなると任意の接種ということで、やっぱりそれだけかかるのならばやめようかなと、私は余裕があるからやっぱり子どものために打ってあげようかというような思いで親御さんがいろいろ悩まれるかと思うんですが、健康の格差がついてしまうのは非常に問題になると思います。

そこで、3の質問に移らせていただきたいんですが、保険が認められていないと聞いておりますが、補助金というものは考えていただけるのかどうかをお尋ねいたします。

○山田議長 保健福祉課長。

○大橋保健福祉課長 先ほども言いましたとおり、厚生労働省におきまして、このワクチンの定期接種化を検討するための研究班を今組織されています。それで定期の接種化が検討されています。ですから、その動向を見て、また今後9月15日の、新型ワクチンの方は9月15日の各町の説明会の動向を見て今後の補助金については考えていきたいと、検討していきたいというふうに思います。

○木村議員 ありがとうございます。ちょっと私が、質問がややこしくなって申しわけないんですけど、今の答弁は新型インフルエンザの件だと思うんですが、ヒブワクチンに関しましては補助制度がある地域、まだ日本全国でそんなに沢山は載ってなかったんですが、数十箇所は載っていたように思いますが、補助制度があるという地域がありますので、ぜひとも甲良町におきましてもお考え願いたいということで、この1つ目の質問は終わらせていただきたいと思います。

その次に、2番ですね。児童の発達障害についてお尋ねしたいと思います。

幾つかの種類があると聞いておりますが、児童に対してはどのようなチェックをされておられるのでしょうか。

○山田議長 保健福祉課長。

○大橋保健福祉課長 平成17年4月より、発達障害法に基づいた取り組みをしております。幾つかの種類ということではありますが、広汎性発達障害、それから注意欠陥多動性障害、学習障害と、大きく分ければ3つの種類があります。中には自閉症、言葉の発達の遅れ、アスペルガー症候群、これは基本的には言葉の発達の遅れはないけれども、コミュニケーション障害、対人関係、社会性の障害等があります。それから、先ほど言いました注意欠陥多動性障害というのは集中できない。それから、じっとしてられないというふうなこともありますし、学習障害につきましては、読む、書く、計算するなどの能力が全体的な知的発達に比べて極端に苦手であるというふうな種類があります。

そこで、児童に対してはどのようにチェックされているかということですが、母子保健法に規定する健康診査、これは法12条では1歳半健診と3歳健診、法13条では4カ月、10カ月、2歳6カ月というふうな健診を行うとなっているんですが、そのときに発達障害の早期発見に十分留意するようにはしております。

それから、学校保健安全法というのがあるんですが、それにつきましては健康診査、就学前の健診、これは5歳児です。それから、子どもたちには年1回の健診が義務づけられております。そのときに発達障害の早期発見に十分留意しています。

また、町としては、発達障害の疑いのある場合は適切に支援を行うために該当児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ当該児童が早期に医学的、または心理的判定を受けることができるよう当該児童の保護者に対し、医療機関等を紹介し、または助言を行っております。

甲良町における心身障害児指導委員会というのを年3回実施しております。これは幼・小・中より個別のファイルを持ち寄り、その子どもの状況把握をするとともに、どのような手だてが必要か吟味し、答申を出しています。

○木村議員 ありがとうございます。

かなり詳しくやっていただいております。ありがとうございます。次第でございます。

そしたら、次に移らせていただきます。

その児童たちのクラス編成に関しまして、またご苦労いただいているのではないかというふうに思うんですが、クラス編成のことと、それからその児童たちが中学校、あるいは高校、あるいは大学へというように進学していかれるかとは思いますが、その点で問題はないのでしょうか。お尋ねいたします。

○山田議長 教育長。

○藤原教育長 今、福祉課長の方からご説明申し上げました、それを受け継いでご答弁申し上げたいと思います。

先ほどもありましたように、私たちは幼稚園・保育園の先生方、そして小・中学校の先生方、そしてカウンセラー、医師、そしてそういう発達障害にかかわるような関係者の方にお集まりいただきまして、心身障害児指導委員会というのを持っております。

だから、これは早く発見するということが非常に大事なかなというようなことで、学校へ来てからじゃなくて就学前の段階で、そして、そのことをふまえて保育園、幼稚園でどう対応していくかということが非常に肝要かなと思っています。そういうような面で、甲良町は他の市町村に比べてこれは自負できる、非常に熱心に素晴らしい取り組みをやっていただいているというぐあいに私は考えています。

そのことで今質問がありました、まずそういうような子どもたち、児童たちを受けて学校でどう対応しているかということなんですけども、一応私たちの方では障害の種別ということで大きく分けると、これは知的障害の児童、あるいは肢体不自由児の方、それから病弱の心身虚弱児、視聴覚、自閉症・情緒障害、ここら辺が、自閉症、情緒障害が先ほどの答弁の内容だと思うんですが、そして言語障害というような種別に分けて、そして学級編成をしております。

甲良町は実際にどのような学級を、それらの子どもの症状に対応してどのような学級を編成しているかということですが、甲良町では知的障害と自閉症・情緒障害、そして身体病弱という、この3種の学級を編成しております。

東小学校では、今申しました3学級を併設しております。そして西小学校は、知的障害と自閉症・情緒障害、知的と自閉・情緒障害という、こういう2学級を設置しています。中学校におきましては、今年度から知的障害ということで、このような学級数は甲良町で6学級併設しているということで、他の市町村に比べて非常に多い、人口比にして非常に多いということで、ちなみにその中の生徒・児童数ですが、甲良東は、知的は3名、そして自閉症・情緒障害が1名、病弱も1名ということで、なかなか1名の開設というのは非常に厳しいんですけども、県のご理解もいただいて、非常に熱心に取り組んでいるということも含めてだと思っております、やっていただいた。非常にありがたいなと思っています。

それから、2点目の質問ですが、それじゃ、こういう子どもたちはどうなるんだ、将来の進路はどうなっているんだろうということなんですが、大きくは滋賀県には養護学校を中心に行かれるんですけども、15の養護学校がございます。ちなみに昨年度ですが、滋賀県全体でしかデータが出ていないんですけども、そこを、中学校を卒業なさった方はどういうところへ行っておられるかということ、高等専門学校の方に行っておられるというのが大体1%ぐらい、そして特別支援学級ですね、養護学校等が115人ということで73%、ほとんどの方が高等部の方へ行かれるという、これこそ滋賀県は日本に先立って非常に進んでいるということが言われております。そして、普通の高等学校の方ですが、そこには20人といって全体の13%が行かれています。おおよそ全体として見ますと、特別支援の高等部に73%、そして高等学校に13%というのが大体中学校を卒業なさって、そして高校、専門学校等の進路はそういうような状況が出ております。

以上です。

○木村議員 ありがとうございます。かなりきめ細かに対応していただいていることに敬意を表します。

その児童に合った教育ができるのならば不幸中の幸いだと思いますが、児童の良好な成長が一番の大事なことはないかと思っております。それには家族の理解が必要だと思うんですが、生徒じゃなく家族との対話というか、そういう方はどのようにされておられるか、お聞きしたいと思います。

○山田議長 教育長。

○藤原教育長 今ご質問していただいたことは、現実的な問題としては非常に

難しい、大切なことだと思います。甲良町の中を見ましても、東小学校の場合はそういう地域性もあったのかもしれませんが、非常にそういうようなものにご理解いただいて、随分前からそういう学級の併設、それから活動もしてきました。なかなか西学区は非常に難しかったんですが、4、5年ほど前にお子さんが入級されて、そのときは変わりが物すごく大きかったということで、そういうようなことが皆さんの仲間の中でお話し合いもなさっていると思うんですけども、そういうようなものが伝わって行って、そして、今は西小学校の方でも十分ご理解をいただき、以前よりは親御さんのご理解も進んでいるように思います。

それで、滋賀県全体のデータを見てみると、これは県全体でも言えることだと思うんですが、昭和43年には小中合わせて約1,300人ぐらいの生徒が入級されていまして。しかし、平成20年度では2,200ということになって非常に増えてきている。ということは、そういうような子どもにとってどんな教育が大事なんだろうということの保護者の理解もありますし、また、県の方のそういうような指導もあったという、両方相まってこのような結果になっているんじゃないかなど。またこれからも子どもたちに本当に合った教育を受けるということで私たちも日々頑張っていきたいというふうに思っております。

○木村議員 ありがとうございます。

この発達障害についての1、2の質問に共通すると思うんですが、とにかく財源の問題だと思います。甲良町に関しましてはふだんから聞いておりますが、先生の配置等々でかなり頑張っているってくださるとは聞いておりますが、とにかく財源の問題だと思います。政権が変わって、子どもの支援にはどうやら多くの予算が見えていただけるんじゃないかというふうな新政権に対して思いがあるんですが、ぜひとも予算をつけていただいてよい、いい施策をお願いしたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

ため池群広域防災機能増進モデル事業ということでございます。このモデル事業はどういうものなのか。また、なぜこの事業ができたのかをお尋ねしたいと思います。

○山田議長 産業振興主監。

○茶木産業振興主監 今ご質問でございまして、このため池群のモデル事業でございまして、これは全国には21万という大きなため池がございまして。その中でも特にまだ2万個が改修ができていないというふうな国の調査の動向でございまして、それをどうというふうな形の中でハード的、またソフト的に補完をしていくかということでこのモデル事業ができたものでございまして、



特には洪水なり、多面的機能、また農業用水として使われているため池群でございまして、それをいかに管理をしていくかというふうな部分からこのモデル事業ができたものでございます。

○木村議員 ありがとうございます。

その次に移らせてもらいますけど、2番ですね、5年間の事業と聞いておるんですが、いつから始まったものなのか、あるいは、その事業費関係はどうなっているのかとお尋ねしたいと思います。

○山田議長 産業振興主監。

○茶木産業振興主監 このモデル事業につきましては、地域で池寺、正楽寺ということで2つの地域がございまして、その中でため池におけます機能増進モデル事業の協議会を設置をしていただきまして、平成18年度から平成22年度の5カ年間ということでソフト、またハードを含めた中での事業をしていこうということで毎年各地域におきまして協議会の中で議論をしながら補完的ハードを進めているところでございまして、事業費につきましては1,500万円、両地区とも1,500万円でございます、年間約300万円の事業費で工事をさせていただいているものでございます。

○木村議員 ありがとうございます。

私、過去の、池寺区なんですけども、池寺区の過去の役員さんに聞き取りしましたところ、その当初、平成18年、池寺とか正楽寺にとっては大変ありがたい事業であったと思われて、池寺でも採択された経緯があるようでございます。今、答弁にありましたけど、正楽寺地区も池寺地区も1,500万円、5年間で1,500万円、1,500万円と答弁していただいたんですが、もちろん決まりがあるわけでこの金額が出てきたんだとは思いますが、私はちょっとそここのところに疑問を抱くわけでございますが、ため池の数じゃなく圃場の面積でそういう金額になったと承っておるんですが、年間300万ということで、池寺には8つのため池がございまして、正楽寺は2つだと聞いておりますが、その2つと8つで同じ5年間の事業で1,500万、1,500万というところに疑問を覚えるのですが、なぜでしょうということで。

○山田議長 産業振興主監。

○茶木産業振興主監 このモデル事業につきましては、あくまでもソフトの中で各地域がどういうふうな形の中でため池を維持管理をやっていくかというふうな大きな問題の中で全体の増進計画をつくっていただくということで、平成18年度には約9回の、両地区9回ずつの協議を重ねながら、また地元のアンケートもとりながら今後の方策を見出していくということで推進計画を立てていただきました。その中で全体事業費が出てくるわけなんですけども、

その中の一部を5カ年のうちで補完的ハードとして整備をしていこうということをしているものでございまして、あくまでもソフト的な部分の支援も含めまして整備をしていくということで両地区のため池の割で事業費配分をするんじゃないで、今後の整備計画に向かっての方針を立てるための施策の1つであるというふうにご理解いただきたいと思います。

○木村議員 ありがとうございます。わかりました。

先ほども答弁の中にありましたけど、全国に21万カ所と言われるほどのため池があるそうでございますが、滋賀県内では10地域と聞いております。その中の2地域が、2つの地域が甲良町の池寺と正楽寺だそうでございます。正楽寺におかれましては詳しくはわからないんですが、ため池の補修を予定され、また、あと今年度、来年度にも予定されておられるということを知っておりますが、残念ながら池寺のため池に関しましては、取りつけ道路、道路が何せなかったもので管理道路を取りつけたということで、今現在予算をオーバーしてしまうというふうな状況でございます。

そこで、3番目の質問なんですけど、5年が過ぎてしまった以降はどうなるか。また、その後の費用はどのようになっていくのかをお尋ねしたいと思います。

○山田議長 産業振興主監。

○茶木産業振興主監 18年度にモデル事業の整備計画、いわゆるソフトも含めて計画されたときに、池寺地区を例にとって挙げますと、約7,700万円ぐらいの総事業費がかかっていくと、いわゆる8つのため池に対していろんな改修、堤体を改修するとか、底樋を直すとか、のり面の補強をやっていくとか、そういう全体計画がされておりましたので、その中の一部を1,500万円で補完をさせていただきまして今管理道路ができているわけでございます。その管理道路につきましては来年度に完成を見ていこうということになっておりまして、その管理道路を利用しながらため池の維持管理にも地域の人には使っていただけるということでございますが、その計画をされたときに8つのため池のいわゆる改修計画が、残事業が約6,600万円ほどございますが、22年度が終われば即翌年度からため池の改修に入っていくかということではなくて、今後ソフトを含めながら協議会、また県、また町、また地元の役員さんも入れて、どういうふうな改修で、どういうふうな維持計画でもってやっていくのかということとは十分に議論をしながら進めるということで、即この5カ年間が終わったから23年度に着工ということではなかっていいということで県の方にも聞いておりますが、やはりこのモデル事業の計画ができているということは、今後、ため池の改修に合わせては採択もされやすいし、そういう今度問題が出てきたときにも素早く対応ができ

ていくというものでございますので、今後、地元の協議会でしっかりとその辺の議論もしながら進めていくということになると思います。

○木村議員 ありがとうございます。

池寺は、何年前になるのか忘れたんですが、若宮というためがございまして、そこでビオトープ事業という事業がされまして、そのときは地元負担なしで、ビオトープという名のとおり自然を活かしての改修事業だったんですが、そのときは地元負担がなかったということで、そういう頭がありました。先ほども言いました、18年からこの事業が採択されて進んできたんですが、18年度の役員さんのうろ覚えになっちゃうんですけど、そのビオトープ事業もあったし、この管理道路だけかもしれんけどつけてもらったら、池寺の8つのため池は池寺の財産であるという考えがありまして、何とかしていこうじゃないかというのが取っかかりだったと思います。そのときにも5年過ぎたときに何が起こるのか、どういう事業がまたその次に続いていくのかまではあまり想像はされておられなかったように聞いております。

そこで、この事業が行われたとき、いわゆる管理道路がついたときに、私、個人ででも思ったんですが、やっぱりもう一つ池寺の奉仕作業が、出役が1日、2日また増えたんじゃないかというような、ちょっと懸念する部分があったんですが、この奉仕作業、その他の出役が沢山あるんですが、このことにおきましては、どうも若者にとってはこのごろいわゆる定住圏自立構想うんぬんと言われ出したところなんですけど、このことに関しましては、池寺の若者は定住をしてみようというような考えとは反比例になってしまうのではないかという懸念を持ちながらこの質問は終わりたいと思います。

次に、307号線の歩道の件と安全施設についてお尋ねしたいと思います。

前年度末の工事完了後の進捗状況はどうなっているか、お尋ねしたいと思います。

○山田議長 建設水道主監。

○中山建設水道主監 ご質問の件でございますけれども、これは県の湖東地区土木事務所主体でやっただいてる国道307号の歩道改良工事ということで、前年度末以後の進捗につきましては、用地等買収が一部先線のところで未買収になっている件が2件あると。その件についての業務整理、それと、21年度施工に向けての執行準備ということで進捗をされているということをお伺っております。

○木村議員 ありがとうございます。

今やってくださった部分が、いわゆる工事をやってくださった部分があるんですが、この夏で雑草が伸びておりまして、ちょっと見通しが悪いというような部分があるということをお伺いしたので、もしできれば雑草の処理を

願いたいということを要望しまして次の質問に移りたいと思います。

2番なんですが、21年度の、今年度の事業計画はどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

○山田議長 建設水道主監。

○中山建設水道主監 21年度計画につきましては、現在補償物件、建物の補償物件がございますけれども、その補償物件の撤去の計画ということで21年度に撤去いただくという契約が今成立しているということもございまして、その部分には着手できないと。そういうことから、町道池寺金屋線、これは高居自動車さんの付近の町道交差でございますけれども、その交差点から彦根寄りに約100メートルまでの、今、昨年度の段階でできました歩道の基盤が改良済みとなっている区間でその交差点の100メートル手前まで、距離にしましたら約500メートル区間ですけれども、その区間の舗装工事を主要工事として10月半ばおよび末ぐらいに具体的に施工に入っていく計画と聞いております。

○木村議員 ありがとうございます。今、高居自工が出ましたですけど、高居自工の、いわゆるカーブしてある交差点、信号付きの交差点があるわけですが、あそこでスリップ横転事故が2、3回起きておりますので、残りの分も早目に着手していただいて、一刻も早く完成していただけることを望んでおります。

その次に、3番目なんですけど、養護学校の近くの交差点の交通安全施設についてお尋ねしたいと思います。

養護学校の通学路の交差点であって、散歩道にもなっておる交差点なんですけど、養護学校の生徒さんが散歩されているのを時々見かけるんですが、引率の先生方が非常に苦労してあの交差点を横断しておられる姿をよく見ます。だから、ぜひとも早期に安全施設が設置されることを望んでおるわけですが、ここに前年度末の要望書があるんですが、池寺の区長、それから正楽寺の区長、それから養護学校の校長先生の連名の要望施設でございます。このことをちょっと読ませていただきますと、「日ごろは甲良町交通安全施策にご尽力いただき、ありがとうございます。さて、現在国道307号線では自転車ならびに歩道の設置工事が行われております。安全面が確保できることについては地域住民等喜んでおります。しかし、整備の進行と併せて、周辺からは交差点の安全性について危惧する声が上がってきました。そこで、三者で協議した結果、今回の歩道設置工事に併せて地域住民の生活道路でもあるとともに甲良養護学校生徒の通学路にもなっているこの交差点の改良を要望いたします。現状を考えていただき、格段のご配慮を願います。なお、下記の要望としますが、交通弱者に立った交通安全施設の設置となりますよう、専門

的見地からのご判断をお待ちしております」というような文章が出ているかと思うんですが、そのことに関してどのようになっているかをお尋ねしたいと思います。

○山田議長 建設水道主監。

○中山建設水道主監 今ほどのご要望でございますけども、本工事の全体計画につきましては歩道の設置工事ということでそれが優先されており、町道との交差改良というのは現在含まれているものではございません。しかし、今回の歩道工事によりまして、池寺側の進入につきましては歩道が設置されることによりまして視野といいますか、視界が明確になりまして相当改善が図れるやろうと思います。しかし、正楽寺側からの進入につきましては、今ほど議員からご報告がありましたように、既設の状況とほぼ同じような状況で変わっていかないと。今、この歩道工事での対策といたしましては、事業主体である県の方へ現在標識、ミラーなどの位置、角度、それについても多少適切でないのではないかと。また、歩道がついたことによってより適切にするために協議が必要やというご意見もいただいておりますので、通行者の安全確保に向けての要請等を県に行い、ともに協議していきたいと。

また、今ほど言われました信号うんぬん、交差点改良等につきましては、併せての別計画ということでの進行になろうかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○山田議長 ありがとうございます。

先日もたまたまあそこに警察の方がおられましたので、何かはかっておられるようにも思いましたのでちょっとお尋ねしましたところ、この要望についてのことを調べられていたんだと思いますが、なかなか難しいと。年に、滋賀県内と言われたように思うんですが、県内でも2、3カ所しかつかんのやというようなことはおっしゃってまして、やっぱり交通量のことをちょっと言われていたように思うんですが、要は交差点、四つ角になっていますから、両方の交通量が多いとつきやすいんだがというようなことで、例えば池寺側から正楽寺側に向いての道は、池寺から出る車はあまりありません。今現在は見通しが悪いのでないのかと思っておりますが、歩道ができてきれいになったら増えるかもしれませんねんけど、その辺のことを考えて、でき上がったからの問題にはなろうかと思うんですが、第一には養護学校の生徒さんのことを考えて、一日も早くそういうような施設がつくことを望んでおります。ありがとうございます。

それでは、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

今後の町政運営についてという、ちょっとかたい表現になりましたんですが、まず8月30日に行われました衆議院議員選挙の結果を受けまして、今

後の町政運営についての質問をしたいと思っています。民主党が大勝し、政権政党が自民党・公明党の連立から民主党、国民新党、社会民主党の連立にかわり、先日、連立の合意の調印がなされましたんですが、どのような国政運営がされるのかは現在見守ることしかないのですが、昨今の国の動きから考えまして、民主党が考えている一括交付金の方向を考えると、国政の関係が大きなウエイトを占めているように思うんです。大きく変わる国の体制の中で、町長は今日まで築いてこられた国政や県政とのパイプをさらに太くして、今後の町政にいかに活かしていくかをお尋ねしたいと思います。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 ご存じのように、8月30日に行われました衆議院総選挙の結果というのは、前回の自民党の大勝と全く逆転というような状況でございました。それを考えますと、4年間の国の行政の総括の結果であろうかなというように思います。

しかし、戦後の復興の中、この60年間ですか、自民党を中心とした現在のシステムの中で日本の国政が執行されました。今日の繁栄のもとを築いたというところでは一定の評価ができるのではないかなというように思っております。

そしてまた、ここ10年ほど単独の政権というのは無理で連立政権を行っておられましたが、今回も民主党を中心とする連立政権で運営がされます。そういった新政権への期待はこれからさらに明らかになっていくところがございますが、現在の民主党の政策集「INDEX2009」とかマニフェストを見ている限り、現在の基礎自治体、現在の市町を対象としたものを踏襲していきたいということ、さらに国として大きな変革をし、地域主権をめざすというような方向でもろもろが整備されるというように思っております。

滋賀県におきましても、嘉田知事誕生以来、そういうような勢力が多数を占めておりますし、また、この2区選出におきましても民主党の議員が1名誕生、継続でありますけれども誕生したということで、我々も現在までの自民党シフトの国へのパイプを民主党中心ということで変更を余儀されているわけがございます。

この9月4日に、まず2区の議員としては初めて2区の市町長との懇談をセットしていただきまして、特に懸案でありますインターの関係、そして定住圏の問題について議論をしていただきました。いずれも新聞報道に見られるような田島議員の考えではなく、さらにきめ細やかなインターの建設を進めていきたいというような、具体的などころではそういった話がございました。

それと、さらに我々が提案して進めてきました1市4町の首長会議に定期

的に2区の国会議員、将来的には県会議員も含めてというようになるわけですが、出ていただきながら政策のすり合わせ、そしてまた今後の運営について議論を深めていくという約束をして終わっていったわけでございますので、今まで私も四十数年間働いている中で、農村整備を中心としていろいろなパイプが国の方にもございますし、また、今期、4年間町長を務めさせていただいたことによりまして県会、そしてまたそれ以外の国会議員の方とのパイプもできておりますので、さらにそれを活かして甲良町発展のために頑張っていくという思いでございます。

○木村議員 ありがとうございます。

就職、いわゆる高卒以来42年がたとうとしているんですが、農村整備を中心に築き上げてこられた多方面にわたるネットワークをさらに広げ、昨今の困難な町政運営に力を発揮されますことを期待申し上げております。

引き続き、町長に質問したいと思います。

町長は、この9月議会が今任期の最終議会になるわけですが、私が町政にかかわるようになりまして1年8カ月がたとうとしております。同じように甲良で生まれてここまで、同じ学校で学んだという私にとっては再び、この1年8カ月同じかまの飯を食べるとは思っておりませんでした。それは余談でございますが、さて、本題に入ります。

町長は3月の議会において次期町長選への意欲を示されました。半年前のことであり、改めてこの10月執行の次期町長選への出馬の決意について伺いしたいと思います。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 ありがとうございます。

前回の4年前の立候補というのは、財政の厳しい折、そして合併が破綻し、ある程度議会も混乱している中で、私は突然に飛び出たということでございますが、そのときに三位一体計画を主眼とする国の構造改革によりまして収入財源が大幅に削減もされていたところでございます。本当にそのときに自分の築いてきたそういったパイプが少しでも力になればということ立候補したわけでございますが、そのときに甲良町の財政も町の活気も冷えておりまして、そのときに甲良町に求められているというのは広域的な視点で将来を見通した、町民の思いを結集した政策を立案し、的確に断行することだと思っておりました。お金がないときだからこそみんなが知恵や汗をかき、みんなでやればできるという言葉を含い言葉に3つのことを柱に進めてきました。

1つは、あらゆる人の人権が尊重され、みずからの町をみずからの手で、決して他人にはゆだねない住民主体のまちづくりをめざすということで

す。2つ目は、大きな集落も小さな集落も13集落ごとにそれぞれ輝きを放ち、一人一人が生き活きする自己実現の町をめざしたいというように考えています。そして、3つ目は、せせらぎ遊園のまちづくりの次なるステージですね。人権、環境、福祉、教育をキーワードとした当面の課題となっている青少年育成であるとか、子育て支援、そして農業農村整備、そして何よりも安心と安全な暮らしの実現をめざすということが柱で行政を進めてまいりました。

これを具体的に施策として行うためには、単に行政でなく広く町民の知恵を結集する仕組みが必要でありまして、そのものをこの4年間進めてきましたし、先ほど言いました3つの中の具体的な施策についてもおおまか手をつけ、そして一部は完成に近づいているものもございます。さらにそういったことを進めていきながら、この甲良町の町政を担当していきたいというような思いで今いっぱいでございますし、こういう国政、県政の混乱の時期に、さらに私の持てる全能力を活かしながらこの局面にあたっていきたいなというように思っております。

この2期目の公約というんですか、意欲をあらわしますと、人権、環境、福祉、教育、そして農業・商工の振興というように、それぞれが重要なことでございますし、より具体化をめざし、本来憲法に保障されている基本的人権、憲法の条項の3分の1近くはそういう関係の条例でございますが、それがいまだ十分に活かされていないというところがありますので、さらにその憲法を生活に活かした公約を実践していきたいというように思っています。さらに住民にも我慢を強い、職員もさらなる努力を進めていくわけでありませうけど、議員の皆さんには住民の代表として同じ立場にございますので、ぜひこういった私の思いを実現させていただくようにご支援をお願いしたいというように思っております。

○木村議員 ありがとうございます。

ただいま次期町長選にかける力強い決意を聞かせていただきました。短い期間ではありましたが、ともに町政にかかわり、町長のよくやるなという思いは持ったことがあるんですが、その町長の行政手腕を知ることができました。国や地方の政治の行方が混沌とし、小さな自治体の存亡が危惧されるときに、議会と町執行部は一体となり、この難局に立ち向かい、乗り切っていかなければなりません。町のリーダーとして山崎町長が再選の意欲を示されたことを確認させていただきまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○山田議長 木村議員の一般質問が終わりました。

続いて、6番 宮寄議員の一般質問を許します。



宮寄議員。

○北川議員 宮寄君の質問の前に、ちょっと町長に尋ねたいことがあります。ちょっとだけ発言をさせてください。

○山田議長 どうぞ。

○北川議員 先ほどの木村議員の質問に対して、町長は開口一番、4年前の議会が混乱の時期という表現をされました、先ほど。何をもちって議会が混乱していたかということをお聞きしたい。

○山田議長 また後ほど、別の機会に。

引き続き、宮寄議員の質問を許可します。

○宮寄議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、早速質問させていただきます。

まず最初に、県道北落豊郷線の山本米穀店横交差点のことについて質問させていただきます。質問については、通告書と順番が入れかわらないと思いますが、入れかわったらご了承ください。

最初に、この質問通告書を提出してから現場を確認していただきましたか。現場を知っていないと質問内容がわからないと思うので確認いたします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 現地へ出かけて確認をさせていただきました。県道、それから町道、そこにもう一方の法養寺から交差点に入り込む町道が1本ありまして、変速五差路という交差点でございます。

○宮寄議員 それと、いったん停止の交通標識がどこにあるのか、何カ所あるのか、また、カーブミラーはきちんと角度が合っているか、また汚れていないか、確認していただけましたか。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 後ほど事故の話が出ますが、町道の方が若干道路幅が広いということがありまして、いったん停止の標識は県道側にいったん停止の標識がついています。そして、カーブミラー等ついているんですけど、もう少し修正といいますか、掃除と角度調整は至急にやるべきだという認識をしています。

○宮寄議員 私が何を言いたいのかといいますと、県道南からこの交差点に来ると、その手前にとまれの標識がありますね。このとまれの標識の色がかなり変色していると思うのですが、ここに写真がありますので確認してください。これを手元に。これもや。

この写真ですが、このとまれの標識を見れば、比べていただければよくわかると思いますが、このように赤色の違いがわかると思います。気がついておられましたか。

そこで、お聞きしますが、この交差点での過去3年間ぐらいの事故件数はどれぐらいありますか。事故車の進行方向や被害者、加害者は町内の人が多いか、また、町外の人が多いのか、その状況を把握していれば、直近1年でも構いません。お答えいただきたい。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 過去3年ぐらいということでしたので、少し記録のわかる範囲で調べさせていただきました。人身事故、物損事故を含めまして、平成18年が2件、21年が3件、これは警察立ち会いでの事故の記録でございますので、小さな事故はそれ以上に発生しているものというふうに推察をしております。

それから方向での事故、ですから、5件といいますと当事者は双方になりますので10人というふうになります。したがって、県道を北に向かって進む方が、いわゆる南から北に向かわれる方が3件、それから南に向いての事故が1件、それから町道側であります、山本米穀店の前から旧センター、いわゆる子育て支援センターの方へ向いての交差点進入が4件、その逆方向が1件でございます。そして、法養寺から入ってくる、町道から交差点へ入る事故が1件ということになります。

それから、事故の関係者は今ほど申しました5件10人の内訳でございます。長寺西の方、地元の方が2人、それからあとは町外の方でございます。豊郷町1人、愛荘町1人、彦根市1人、東近江市1人、近江八幡市1人、守山市1人、甲賀市1人、京都府1人ということで、どちらかという県道を走られていてとまれの標識を無視をして突っ込むという場合がこの交差点では一番多い事故の状況でございます。

○宮崎議員 わかりました。

ということは、南から北、北から南へ来る車で、結局は町外の方が多いように思われます。

ところで、ここで事故をした当事者に聞き取りとかをして、この交差点に何か問題点がないか、不都合なことがないかと原因を究明していますか。何年もの間、また何件もの事故があるのにほったらかしにしているのではありませんか。何か対策しておられますか。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 事故のたびに地元から要望を受けておりますが、結果としては具体の対策が打っていないというのが現状でございます。今後、さらに改善ができるように具体のアクションを起こしていきたいというふうに思います。

○宮崎議員 今お聞きしていると、失礼ですがあまり真剣に効果のある対策な

どはしていないように思われるのであります。そんなことではいつまでたっても事故は減らないと思います。幸い大きな事故、まだ死亡事故などには至っていないのでどうでもいいと思っているのではないのでしょうか。交差点の改良ができないからそのままほっておいたということはないでしょうね。

ここで私からの提案ですが、先ほどの保育園の北側の交差点には2枚のとまれの標識があります。これですね。ほかのところの危険な交差点には道路上にでこぼこをつけて運転者に危険を知らせるなど、工夫をしているところもあります。例えば、一休庵から出たカーブのところら辺とか、とまれの標識の近くに反射板や蛍光塗料、また街灯などを工夫して電気が当たるようにすると、目立つような工夫などをしてもらって事故を少しでも少なくするようにしてはどうですか。見解をお聞きいたします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 宮寄議員もそうであります、町長も近くにおられまして、常々改善へのアクションを指示いただいておりますので、県土木事務所、警察協議を待っては動かない部分もありますので、何らの形で町独自でもアクションを起こしていきたいと思っています。

○山田議長 今答えていただいたことが速やかに実現できるようお願いいたします。

さて、ここで核心に迫るわけですが、この交差点改良および信号機の設置について、以前に長寺の区長から陳情があったと聞いています。また、私の字の先輩議員も平成19年9月にこの交差点改良について一般質問をされておられます。その当時の会議録を見ると、この件についての要望はその15年前から要望しているとなっており、町長もそのようになれば協力させてもらおうと答弁されています。それから2年が経過していますが、今現在何も変わっていないし、何の動きもないように思いますが、その後の経過をお聞かせください。まさか長寺の区から何も言ってこなかった。今、陳情が何度もあるとお聞きさせていただきましたが、先輩議員が議員をやめられたから関係ないとほったらかしにしておいたわけではないですよ。現在の進捗状況と今後の見通しをお聞きいたします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 前の一般質問につきましては、平成19年9月議会になりますからちょうど丸2年前の一般質問でございます。私も当時地元議員の一般質問でありましたので、改めて読み返しをさせていただきました。15年前ぐらいからということも書いておりますし、町長へのお尋ねもありましたし、その質問の後、総務課は交通安全担当でありますので、道路関係の担当課から県土木事務所へ具体のアクションを起こしまして、あのあたりは信号を

つけるのには交差点改良が要するというふうなことで具体の図面起こしまでいただいて、交差点の改良をしなければ信号はつかないのでということで、その間それに向けての努力をやってきたんですが、途中で中断しているというのが実態でございますので、改めてその実現に向けて努力することと、今すぐ信号と、これからも要望していくわけですし、それから、地元の要望については従来から区長さんを中心に要望を受けておりますし、今年度の区からも改めて信号早期設置の要望は受けているところでございますので、改めて信号が設置できるまで努力していきたいと思っておりますし、その間、つくまでということで時間がかかると思っておりますので、何らかの応急対策を講じていきたいと思っております。

○宮崎議員 わかりました。今までのことは仕方がないといたしまして、今現在事故が起こっているということは、これは紛れもない事実でございます。今後は一刻も早く交差点改良がなされ、できれば信号機の設置ができるようお願いいたします。この質問をきっかけに、私のこの、できれば任期中に設置していただければ大変ありがたいと思っております。担当課においては信号機が設置できるよう、さらに一層の努力をお願いいたします。

また、交通事故に対して早急に対策のできることはあすにでも現場を確認していただいて、もう一度確認していただいて適切な対応、対策をお願い申し上げます。

次に、この9月議会の全協、この本会議でも山本課長から、実は図書館で不審者出没事件が起きたというのをお聞きしましたが、まず、そのときの状況と対応をお聞かせ願えますか。

○山田議長 図書館長。

○茶木図書館長 事件の発生は7月12日でございます。4時半ごろに発生をいたしまして、小学校の子どもなんですけど、図書館員にその旨を伝えず、家へ帰ってお母さんに言うたというふうなことで、お母さんの方から図書館の方に電話があったというような状況でございます。

ふだん図書館といたしましては、やはりいつでも気楽に来ていただける、心落ちついて利用していただけるというふうな図書館というふうなことで心がけていたわけでございますけども、このような変質者というか、不審者が出まして、大変申しわけなく、巡回も1日に4、5回を行う程度というふうなことでございました。大変申しわけなく思っております。そういうことでございます。

○宮崎議員 半分わかりましたけど、できたら具体的にどのような事件が起こったんですか。警察ざたになっていないというだけで、どのような事件が起こったんですか。どのような不審者、不審者でもいろいろ種類がありますか

らね。そこをお聞かせください。

○山田議長 図書館長。

○茶木図書館長 児童室で男の人、年齢はわかりませんが下半身を見せたというふうなことでございました。それから、その変質者は図書室を出ていったというふうなことでございます。女の子が1人残って、その変質者が出ていったから女の子は出ていったというふうに聞いております、児童室を。

まず、夕方に図書室が、きょうだい2人で来ていまして、弟に受付の方に物をとりに行かせた。その間この女の子1人になって、変質者1人。2人になりまして、それで変質者が下半身を見せたというふうなことで、女の子については何も言えなかったということで、あと、そのまま変質者はズボンをはいて堂々と表を出ていったというふうなことでございます。

○宮寄議員 ちょっとショッキングな事件ですね。こんな大事な事件なのになぜ速やかな対応がされなかったのか。されたんですか。職員の認識不足ですか。ということは、そのとき館長さんはどこにおられましたか。お聞きいたします。

○山田議長 図書館長。

○茶木図書館長 済みません。私、申しわけございませんけど、帰宅の途中でございました。図書館、日曜日でしたので5時15分まででした。電話がかかってきたのが5時半ぐらいでして、時間外の職員がおりまして、その者が対応したということでございます。一応、変質者でございますので駐在所、横に駐在所がありますので、駐在所にだけは連絡するようという形で連絡はさせてもらいました。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 今、帰宅の途中とおっしゃられましたね。事件が起こっておるのが4時半ごろなんですけど、あなた、4時半に帰宅するんですか。そこをお答えください。

○山田議長 図書館長。

○茶木図書館長 お母さんが、子どもがお母さんが帰ってくるまで家へ帰って、それからお母さんが帰ってから、お母さんに話したと。それが5時半ぐらいでしたので、5時半ぐらいにお母さんから図書館へ電話がかかってきたと。事件が発生してからしばらくはそのことはわからなかったという。

○山田議長 発生したときに、4時半の事件が発生したときにどこに館長はおられたかということです。

○茶木図書館長 図書館です。

○宮寄議員 一応おられたんですね。一応職場におられたということで、お母さんからの、この女の子は怖くて、職員にもショックで言えなくて、家へ帰

ってからお母さんに報告して、そこから図書館に連絡があったという、時間の誤差があるということですね。

ということは、その危機管理ですね、今後の。大げさに言うと、池田小学校事件、何年か前にありましたが、たまたま今回は、言いにくいんですけど、べろっと見せられただけの事件なんですよね。幸いと言っちゃ何ですけど、それだけで済んでよかったんですが、そういうときのマニュアルができていなかったのか、また、事件後に何らかのマニュアルをつくったのか、お聞きいたします。

○山田議長 図書館長。

○茶木図書館長 大変申しわけございませんけども、当時は危機マニュアルというのがなかったというのが現状でございます。その後、やはり教育委員会があれですので、教育委員会を中心に連絡させていただくというふうなことで、不審者の場合には凶器を持っている可能性もあります。そういうような場合には利用者優先というふうなことを、利用者の安全確保を心がけて、それから外に連絡をします。それは手分けも含めましてやっていきたいと。

変質者につきましては、できるだけ巡回等で皆さんの顔を見もって、何かないかなというようなことも含めて判断していきたいというふうに思っておりますし、もし後からの場合には、その状態を聞いて教育委員会の方に知らせるという形で考えています。

○宮崎議員 ちょっと答弁がわかりにくいんですけど、マニュアルができていなかったというのまでわかったんですけど、また、事件後に何らかのマニュアルをつくったのか、つくらなかったのか。今現在、マニュアルをつくったのか、事件後。どうなのか。そこだけ簡潔に。

○山田議長 図書館長。

○茶木図書館長 つくりました。

○宮崎議員 わかりました。

ところで、今後もしそういうことがあったら困るので、何か予算措置等考えていますか。今回の補正予算書を見ても何の対策もしていないように思われますけども、むだに私はお金を使えと言っているのではなしに、図書館はプライバシーの保護もあることはわかりますが、このような事件は再犯しないように何らかの対策をしなければならないし、被害者は子どものことだから十分に説明もできないと思うんですよね。いざという時のために表玄関に防犯カメラの設置とか、考えていますか。もしくは、防犯カメラは不必要でも職員の配置転換というか、先ほど言われたように1対1にならないように、各部屋というか、特に子どもの出入りする部屋には職員を1人配置するとか、同じところにかたまっていないでとか考えておられますか。

○山田議長 教育次長。

○川並教育次長 現在、図書館には2カ所の出入り口がございます。正面玄関と一番端っこの駐在所側と。駐在所側の方は閉鎖をして、図書館の正面玄関だけの入り口ということで、出入りするというように対応しています。

そしてまた、事務所の部屋も今まですりガラスで中が見えなかった。廊下側が皆透明でなかったということでガラスを皆入れかえさせて、常に誰が今廊下を歩いているかわかるようにさせております。

そして、一番は事件のあった部屋につきましても、今まで監視というか、人がおらなかった、人がたまにしかおらなかったのを常に1人ぐらいおるよいうということで巡回をさせるように対応させています。

また、教育委員会の方からも手がすいたときには常に向こうへ行ってお手伝いなりするようにして、人を増やして対応はしております。

○宮崎議員 今、教育委員会から巡回など等のあれを増やしているとおっしゃられました、それは結構なことです。ちょっと教育委員会の方、現場確認が、回数が少ないんじゃないでしょうか。教育委員会の部屋に閉じこもりっぱなしの職員さん、多いのと違いますかね。それは私の誤解かもわかりませんが。例えば班制、9時から午前中は誰々、班を組んで当番制にして、昼の1時から3時までは、3時から5時まではというぐあいにきちっとそういうマニュアルをつくってやっておられるんですか。お聞きします。

○山田議長 教育次長。

○川並教育次長 今現在はできておりませんが、手のすいた職員で回るようにやっておりますし、今後もそのようにしていきたいと思っております。

○宮崎議員 わかりました。今後、二度とこのようなことがないように万全を期していただきたいと思います。子どもが安心して図書館に来られるよう、対策をお願いいたします。事件が起こってからでは遅いので、よろしく願いいたします。

次に、6月の一般質問で、有害図書等の自販機につきましてお聞きしましたが、そのときの答弁では今年度中に撤去できるようなことでしたが、その後の経過についてお聞きします。今まで何年もかかってできなかったことですから大変期待しておりますが、その後、何らかの対策はされましたか。

○山田議長 教育次長。

○川並教育次長 現在、小川原地先に今ほどご指摘の図書等の販売機が設置されております。販売機には青少年に有害な図書、ビデオ等がありました。子どもを取り巻く社会環境の浄化をめざしている当教育委員会としてもまことに憂慮するところであります。県下におきましては、自販機が設置されているところは11年末で19カ所146台あったわけですが、現在は3カ所に

減り、そのうちの1カ所が甲良町にあるということでございます。そのような状況の中、この小川原に設置されたのは14年11月に設置されて以来、昨年まで監視活動のみが行われてきました。

今年度に入り、7月21日の日でございます。県青少年室および犬上少年センターが滋賀県青少年健全育成条例に関する条例に基づきまして立入調査を実施されました。一日も早く有害図書自販機の撤去を願う教育委員会に、また青少年育成町民会議にも案内が来ましたので立入調査に同行しました。また、立ち会いを要請された自販機業者も出席されましたが、土地所有者は欠席でありました。また、立入調査の結果に基づき、設置許可をされた滋賀県行政から業者の方にも撤去の要請をされましたが、なかなか平行線のようにございました。

今回の調査を契機に、今後、環境浄化には町民とともに関係機関、関係者と連携を深め、自販機の撤去にご理解を得るように働きかけて進めていく所存でございます。ひとつよろしくお願いいたします。

○宮寄議員 6月議会の答弁でもその方につきましても、昨日、犬上少年センターの方で会議がございまして、今年度にはセンターとしても何とか除去したいという考え方を示しておられましたという議事録がありますけども、大変難儀な作業だとは思いますが、とりあえず今年度中ということはこの本会議でおっしゃったわけですから、あと半年しかないので少しでも早く完全に撤去されるよう、なお一層の努力をお願いいたします。私も議員の1人として何か協力できることがあれば協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今後何事も町民の目線に立って町行政の運営に携わっていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○山田議長 宮寄議員の一般質問が終わりました。

ここで、しばらく休憩いたします。

(午前10時45分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○山田議長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

続きまして、10番 藤堂与三郎議員の一般質問を許します。

藤堂議員。

○藤堂与三郎議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。何分一般質問、3人目ということで、皆さん方、どうもお疲れの様子で、できるだけ早う終わってほしいなというような顔が見受けられますので、なるべく簡潔に答弁の方等、お願いしておきたいと思いません。私もあまり長いことしゃべると興奮ぎみですので、よろしくお願いま



す。

まず初めに、福祉空間整備事業および子育て支援センター日常管理について伺うわけですが、近郷においてもモデル的な取り組みであり、高齢化と少子化が進む中、また、社会情勢の変化による核家族化により、近年目立つ空き家、今のところどの行政区も手が打てていないというような状況にあり、集落においては本当に維持管理に苦慮しているところでもありますけれども、空き家、古民家を利用しての老人の安心安全な住まいと、老人の持つ豊富な経験と知識が活かせる子育て中の保護者や子どもたちとの出会いの場である子育て支援センターとの一体化を強く望んでいた者の1人として、下之郷地先に完成することに地元議員として大いに歓迎するところですし、また、これからの行政運営に期待をしていますところですが、あまりにも遅い、入所基準が示されなくて募集がいまだかつてなされていないというような思いがありましたので、条例制定はいつごろ出されるのかというような思いで質問事項に挙げておりましたが、8日の全員協議会におきましてやっと条例が出てきました。皆さん方の審議の対象になったわけですが、その内容について皆さん方にご審議をいただき、最終日に質疑、討論、採決というような形になったわけですので安心をしているところですが、そういう意味で、8月の全員協議会でしっかりと皆さん方に協議いただいて、できるだけいい条例になることを期待している1人でございますので、この問題は一応質問事項から取り下げをさせていただきますけれども、1点だけお願いをしたいと思います。

公営住宅等への家族ぐるみの入居と異なりまして、ひとり暮らし等の高齢者ですが、田舎のことでもあり、持ち家がすべてあるというような現状があると思うんです。そういう意味で入居になかなか踏み切れない現状があります。

しかし、ひとり暮らしのために話し相手がいない、急病等に不安がある、そういう人たちの応募になるのではないかなという思いから全協でもお聞きしましたが、再度伺います。24時間管理体制、私はどうしても必要であるし、特に夜間の管理体制はどのように考えておられるのかを再度質問いたします。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 ただいまの藤堂議員のご質問にお答えをいたします。

心配されます24時間体制の管理システムでございます。この施設は、いわゆる福祉施設ではございません。共同生活によります安心の住まいの場の提供という新しい取り組みでもあり、あくまでも自宅生活の延長線上にある生活の維持を目的としている、自宅ではない地域在宅生活の維持というよう

な観点での施設でございます。平日、昼間ですね、隣接の子育て支援センターが中心と、そこに職員を配置しますので、そういう中で増員を図りながらやっていきたいと。

また、それ以外が高齢者施策で実施しております緊急通報システム装置を設置しまして、緊急時の通報や要請に対応していきたいということと、また、当然昼間は保健福祉課を連絡先とか、休日・夜間につきましては役場も通報先として連絡網を十分徹底して、そういった形で緊急対応には備えていきたいというふうに考えているところでございます。

○藤堂与三郎議員 後で聞こうと思っていたんですけども、緊急の通報ですか、それらにおいても、今は行政に通報されるのではなくて業者通報で有料という話ですし、その辺はやっぱり個人の問題で義務づけをするのか、その負担がその2万円の中に入っているのかもようわかりませんが、そうなりますと、本当に夜、部屋同士の、いわゆる通話装置なり、民生委員との通話等も本当に義務づける必要があるなというふうに思いはするんですけども、その点、入居者のプライバシーの問題等もあるので部屋同士の通報装置なり、緊急通報システム、これは業者なので500円の利用料が要ることなんですけども、それは行政側で負担をするのか、それとも入居者に義務づけをしていくのか。民生委員の訪問等も私は非常に大事な部分であると思うのですし、夜間におきまして、先ほども宮寄議員の質問にありましたように、老人ばかりの住まいということで不審者の侵入等もありますし、図書館にもいわゆる防災マニュアルがなかったというような現状です。小学校、中学校、学校には当然何年か前の教訓を受けて防災マニュアルができておったんですけども、いわゆるすき間を突かれたような感覚ですので、この施設においてもそういうことは当然発生する可能性も予期しておかなければなりません。心配しかけたら切りがないんですけども、その辺の行政の今後の考え方を一応お聞きしたいと思います。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 確かに藤堂議員のおっしゃるとおり、不安な面もございます。今ほど通報装置等の義務につきましても、そういったものにつきましても当然行政で見なければならぬということと、それから、これから今後を考えます事件、事故等につきましても、やっぱり予測をしながら、そういったマニュアルも十分立てながら運営をしていきたいというように思っておりますので、何とぞご理解の方を賜りたいと思います。

○藤堂与三郎議員 しばらくは業者委託とか指定管理はしないで行政サイドで面倒を見ていくというようなことでございますので、よろしく願いをおきたいと思っておりますし、これから示される条例等も、本当に入居者に優しい、

入りやすい基準で作成願う努力をお願いして、私たち議会の理解を得られるような状況にしておいていただきたいし、まずは何をにおいても入居者が気楽に入居できるような施設であることを願って、この質問を終わらせていただきます。

次に、子育て支援センターと呉竹住民センターの跡地建物の管理についてを伺うわけですが、子育て支援センターは集落住民の払い下げ要請があるとのことでありますが、その点、呉竹との絡みもありますけど、これは後で聞きますけれども、子育て支援センターの集落住民への払い下げ要請、これについてまずは、まだ耐用年数があると思いますし、そのまま払い下げるわけにはいかない部分があると思いますし、また、私は子育て支援センターは教育施設だと思っておりまして、現実に教育委員会が管理をしていたような状況があるんですけれども、福祉施設として運営をされているというようなことを聞きました。福祉施設の条例のもとで移設後も条例をされるのであれば、この条例を廃止する必要があるんですけれども、その点をお聞きしたいのと、払い下げをされるのなら、その条件をお聞きいたします。

○山田議長 人権主監。

○米田人権主監 まず1点目の、子育て支援センターは集落の払い下げ要望があるのかということですが、本年の6月10日付で公民館として長寺西区長より利用したい旨、また払い下げの要望がありました。

それと、耐用年数でございますけれど、鉄筋コンクリートづくりなので、耐用年数は50年ということになります。建設については昭和57年で27年経過しているところでございます。

3番目の福祉施設としての条例のもとで運営されている施設、また条例の廃止はどうかということですが、今の現子育て支援センターについては、今建設されております下之郷地先での福祉空間に移設されるということで、条例については廃止はいたしません、設置場所等については変わりますので条例改正が必要と考えております。

また、跡地利用の部分でございますけれど、今後県との協議では用途変更が必要であるということもいただいておりますし、それに併せて町条例についても併せて改正していきたいというふうに思っておるところでございます。

また、払い下げにつきましては今後地元と協議を行っていくことになるわけなのでございますけれど、現状のままで無償での譲渡を考えているところでございます。ただし、光熱水費等今後の施設の維持管理等につきましては地元区で行っていただくというような形で考えておるところでございます。

以上です。

- 藤堂与三郎議員 条例は廃止しないで改正だけをしていくということで了解はできますけれども、払い下げの方向性としては現状のままで集落住民に払い下げをすると。その点は土地も建物も当然同一に払い下げをされるのか、その辺を1点だけお聞きいたします。
- 山田議長 人権主監。
- 米田人権主監 当然建物を中心という形になりますので、関係契約等の中でその点についても考えていきたいというように思っております。
- 藤堂与三郎議員 ということは、これから考えるということですか。これから考えてもらうという話になりますと、次に移りますけれども、後で聞きますけれども、呉竹住民センターの事務所は、旧の呉竹住民センターの事務所は解体、広間は運動会等々の物置として利用させていただきという呉竹住民の要望があるとのことですが、その点についてもお伺いいたします。
- 山田議長 人権主監。
- 米田人権主監 今、藤堂議員の言われるとおり、住民センターの大広間については呉竹区の運動会、また夏まつり等の備品の倉庫として利用していきたいというふうに聞いております。
- 藤堂与三郎議員 備品の倉庫として利用する、その場合はわかるんです。使ってもろうたらいいという話なんですけれども、片方は解体して、片方は利用して残すと。両方見比べて、支援センターと見比べて呉竹地先にあります大広間は、私も見に行きましたけれども現状で渡せる状況ではないなというふうな思いがするんですけれども、支援センターの方は現状での引き渡しということであれば、その点の整合性はどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。
- 山田議長 人権主監。
- 米田人権主監 呉竹の方につきましては、今ほど申し上げましたとおり利用目的がまた違いますし、一部渡り廊下で現状はつながっているところにつきましては、またそれなりの改修というのか、ドアをつけるなり、今後また地元と協議しながらまた利用しやすいような形での改修を今のところは考えているところでございます。
- 藤堂与三郎議員 そうすると、払い下げをしないで現状のまま町が管理しながら利用してもらうという結論になるんですか。
- 山田議長 人権主監。
- 米田人権主監 当然長寺の支援センター、現支援センターと同様に、呉竹の方で当然無償で譲渡をしながら管理、運営については、経費等については自治会の方で見ていただくということを考えておるところでございます。
- 藤堂与三郎議員 そうすると、随分古い建物を払い下げて利用するのと、耐

用年数があと半分ぐらい残っているところの利用では、私が見ても不公平やという思いがします。その点の整合性ですね。町の見解が、私は統一した見解が要るんだろうと思うんですけども、呉竹の住民さんが納得できない、また、長寺の住民センターの人もせめて外装ぐらいはせえという要望になってきたときには、地元自治会の負担でするのか、町行政ですてから払い下げするのか、その辺はしっかりと私は聞きたいという思いがしますので、三べん目になるのもうしませんけれども、その答弁だけお願いいたします。

○山田議長 人権主監。

○米田人権主監 基本的には、どちらも同じような条件のもとでというような考え方をしておりますが、今ほど言われたように経過年数的にも大きな違いと、老朽化の部分もありますし、その点については先ほど言うた無償での譲渡と、また補助金適化法との関係もありますので、その点をふまえながら改修の必要なところについては最小限改修しながら、また区自治、また区運営が大変な集落というのか、世帯数も多いというようなことでより一層今後町施設を利用しながらの自主自立の運営がなされるよう促していきたいというように考えております。

○藤堂与三郎議員 わかりました。できるだけ住民の負担のないような方法で払い下げをしていただきたいと思いますし、今、私も本当にこの問題については本当にすごい期待を寄せております。というのは、今までこの人権問題、また同和行政とは区分された集落自治会運営が必要であると前から私は感じておりましたので、両地区にいたしましても、現在協議費を徴収しながら自治会運営は運営にあたられておられるわけですけども、行政職とともにどの部分が私たちには見受けられます。集会所の使用1つにしても町条例を厳守して使用されているさまを昨日もお聞きして、私たちの集落では到底、そんな使用やったら町の施設みたいなのは要らんわというような感覚で使い勝手のいい公民館という話になってまいります。

そういうような中での初めての町自治会運営の独立の芽生えだというふうには私は本当に歓迎をしておりますし、新しい形の自治会運営が両地区に広がっていったら、本当に人権問題、部落解放問題とは別の次元から本当に自立をされる方向に示されると考えておりますので、今後の行政の、これを払い下げに、両地区に対する今後の行政、あるいは自治会運営の方向性について行政はどのように考えておられるのかを総務主監、または町長にお伺いをしたいと思っております。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 公共施設の払い下げを契機に同和対策の本来の目的でございます地域住民の自立の芽が芽生えてきたかなということでございます。積極的に

支援もしていきたいなというように思っています。先ほどちょっと十分なお答えができておりませんでしたので、土地については基本的に町のものとしておいていきたいなというように思っておりますし、施設の整備については、各集落で草の根ハウス等が設置されております。そういうところにも町の補助金等が若干出ておりますので、その程度の補填をしながら、呉竹の施設については当然分離するわけでございますから、その後始末であるとか、一定の整備もしながら同じような条件での払い下げを求めていきたいなというように思っておりますし、これからそういった、この2地区に限らず各集落でも既に更新の時期であるとか、バリアフリーとか、いろいろな改修もそれぞれの集落が出てまいりますので、総合的にいろんな制度も検討しながら自治会等が自立していけるような政策をまためざしていきたいなというように思っています。

○藤堂与三郎議員 お礼を申し上げておきたいと思えます。前向きに集落自治が確立されることを切に私は願っております。しかし、同和行政とは人権問題、同和行政とは差別が、どこの部落にでもあるんですけれども、特にその両地区においては運営されることについて私は別に異議はありませんので、お間違えのないようお願いをしておきたいと思えます。

次に、旧里道・旧水路（法定外建物）の管理と購入との関係についてお伺いするわけですが、当町においては地籍調査が呉竹地先より今順次進んでおるところで、今聞くとところによると大分進んだということなんですけれども、公図の誤りなり、地籍の誤り、境界画定の不能、租税の見直し、場合によっては返還、修正等の収納の問題が生じてまいります。それらの問題を今ここで取り上げて質問しますと、皆さんお疲れで大変なので、今回は、その中で今回は自己所有の敷地内での法定外公共物、いわゆる旧里道・旧水路についてですが、よくわかりませんので資料を読ませていただきますと、「平成12年4月に施行された地方分権一括法により、現に機能を有している里道・水路等の法定外公共物は、平成17年3月末までに国から市町村へ無償譲与、機能を消失したものについては平成17年4月以降、国財務省において直接管理を行う」となっております。

したがって、機能を消失した旧法定外公共物（旧里道・旧水路）ですけれども、国財務省が境界画定や支払いをすることに、売払ができるというような文言があるわけですが、私がここで聞きたいのは、集落が日常的に管理をしております里道・水路、いわゆる赤線・青線の境界画定に集落の役員として非常によく出役がまいります。そのときに幅員とか水路幅、これが先輩の住民から聞いてうろ覚えの部分、若い役員さんですとほとんどそこに水路があった、ここに赤線があったというような記憶はほとんどなくなって

おります。そういう意味で、管理基準がまずあるのかないのか、この辺をお聞きしたいと思います。

○山田議長 建設水道主監。

○中山建設水道主監 里道・水路の基準でございますけれども、最低幅員という意味で、里道は90センチ、水路は60センチという基準は設けておりますけれども、それ以外の基準はございません。

○藤堂与三郎議員 私も水路は30センチで、両側に15センチずつの泥上げ場があるんだよという水路の基準、あるいは、最低90センチの里道がありますという基準は、先輩の住民等から聞いて知っておるわけですがけれども、いろんな意味で集落の役員すべてが、もっと前にはもっと広がったけれども、基準がないさかいに、今現在これで確定しておかなしようがないなというふうな意見に一致する部分ばかりで境界画定をしております。その場合において、本当にこのごろの異常天候なんかによりますと、本当に水路から水があふれてきたり、里道が通行不能になったりという部分がありますし、当然集落の周りに張りめぐらされておりました里道におきましても、現に残しているところと既に土地所有者が、知るか知らずか知りませんが、沢山の部分が喪失しております。それを、公図上では残っておるけれども現実にはないという現状は甲良町内で非常に沢山あると思うんです。

そこでお尋ねしたいのは、いわゆる最低の基準でして災害が起きたかてどこにも責任がないというような話になってしまいますので、よくわからないんですけれども、いわゆる法定外使用の里道、今回は特に里道だけを問題にしたいんですけれども、里道については本当に沢山の部分が消されてしまっております。使わないところだし、土地の所有者も公図を、いわゆる地籍調査なんかで明らかになるんですけれども、こんなところにうちは赤線があったんかと。これは何とか払い下げをしてほしいというふうな要望が出てくるわけですがけれども、それと、いわゆる私の先ほど申しました集落の機能がなくなった里道は売り払うことができるという文言がありますので、その費用を見てくださいと、甲良町は3年前からの時点ですがけれども、それまでは現物支給とかいろんな形でされておったんですけれども、3年前の時点から里道の管理費用の持ち出しは五分五分と。50、50で持ち出して修理をなささいという話になっておりますので、私たちの集落もそれに従って修理をしていた関係になります。

そういう意味で、そこが不要になったときに、今度は集落の役員なり、町が、もう不要だから払い下げてもいいというような形になったときに、その代金の収納先は甲良町に全額入ってくると。私は集落の一役員、議員としても、維持管理費用部分ぐらいは集落に還元されて当たり前だという思いがあ

りますけれども、昔の国土交通省、環境省の土地を集落に直接売れたさかいにお金をくれというのも筋の通る話ではありませんので、町に入ったら何らかの形で、迂回したような形ででも結構ですので、今、管理費用を五分五分で持っているさかいに五分、半分くれとは申しませんので、せめて集落の今までの維持管理に見合う部分は集落に入ってもしかるべきものではないかなという思いからこの質問をしたので、その点、特にしっかりとお答えを願いたいと思います。

○山田議長 建設水道主監。

○中山建設水道主監 今ほどのご質問でございますけれども、本来の内容につきましては、今、議員の方からご答弁いただいたような内容でございますけれども、里道・水路、特に里道等の払い下げ等につきましては、今、議員の方からありましたように、道路という公共的な機能を持つ行政財産という位置づけの中から、本来払い下げにあたりましては用途がないということに関係機関で全部確認いただいた中で、道路の用途というものを外すという手続をとりまして、普通の財産、普通財産としてから地方公共団体等が個人等に払い下げるといようなシステムでございますので、制度的に、言われたように集落へ収納というのはいできないシステムとなっておりますのでございます。

それと、議員が言われたような通常管理については改良工事なども含めまして地元費用な捻出いただいているというような状況ではございますけれども、あくまでこれは利用者の立場、直接利用者の立場で優良な管理にご協力いただいているということで工事の費用の割合と直結して権利案分とさせていただきますのはできない状況ではございます。

ただ、それにかわりましての何らか違う方策でというふうなお考えでの今ご質問でございますけれども、これは新たな制度となりますので、今、この場でどのようなというご返答は差し控えたいと思いますけれども、今後このようなことが数多く発生する地籍調査等の結果で可能性もございます。今後どのように進めていったらええかという部分につきましては、直接払い下げはできない制度でありますけれども、どう考えるかというのはいちょっと検討していきたいと思っております。

○藤堂与三郎議員 ありがとうございます。私の思っていたとおり直接払い下げはできないのでということなんですけれども、里道といえども、今、法的に申し述べたとおり町有財産です。私は10年ほど前に議会に出ましたときに、若いときによそに出た関係で、道路の一部負担金が課せられるということ自体に非常に、変な制度があるんやなという思いがして、再三私は質問してきて、やっと5割になったかなという、山崎町長になってからの、この前



になったかなという思いがしますので、これが本当に具体的に返ってこないというような今後の検討になれば、里道管理、すべて私は今後は町にお願いをしたいし、それから、律儀に守っておられる端の地権者、いわゆる地主さんが、知ってか知らずかは知りませんが、その辺、自分の敷地同様に利用されている部分があります。その部分についても町はもう少し強制的にでもその幅員を、最低90センチという決めがあるのであれば、それをきっちり守っていただくような施策を講じていただきたいと思います。最後にその質問にお答え願います。

○山田議長 建設水道主監。

○中山建設水道主監 この件につきましては、先ほど言わせていただきました基準は最低基準しか持っていないと。そのために現状で官民境界払い下げのときなんかは地元の役員さんをご確認いただいて、一個人やなしに、そのルート全体での幅員を勘案した中で幅を決定していただくというシステムはとらせていただいているところでございます。ただ今ほどご心配いただいている実際字、字の実情の中で、どれほどの里道が有効的に機能を果たしていないかという部分の把握が今できていないのも実情でございます。今現在着手いたしました地籍調査等につきましては、それが明確に出てきているような状況もございますので、そういう部分で明確になった部分についてどのように対応していくかという部分を含めまして検討はしていきたいと考えています。

○藤堂与三郎議員 町ですべて、幅員から何から復元してくれというような、それは無理な話ですので、せめて地主が購入をされた部分については、集落の役員の無報酬での出役ですので、集落に還元されるような施策を望みまして、この質問を終わらせていただきます。

それから、最後の質問になるわけですが、2011年から小学校5、6年生から必修化される英語教育について伺います。まず初めに、教育長、町長、教育関係者の小学校での英語教育についての基本的な考え方を、まず、教育長、お願いできますか。

○山田議長 教育長。

○藤原教育長 今ご質問のとおり、11年ということですので、平成23年、再来年から小学校の5年生、6年生は英語の必修ということになります。これは日本がグローバル化するというこの中で、やはり私たち成人になった場合に、知識とか情報の入手、あるいはコミュニケーションですね、相手と対等に話し合えるという国際社会の中で生きていくという観点からすると、これは非常に大事な問題だろうなというような思いをしております。

そういうようなことで、これは大げさに言えば、今後の子どもたちは国際

社会の中で生きていくという、そういうような中で、国際戦略としても国家戦略としてもこういうようなことはやっていかなあかんのではないかなという思いはしております。

現に見てみますと、夏休みもタイの方に行ったんですが、タイはその話を聞いてみますと、1996年、今から13年前に小学校でということで、子どもたちも結構単語ですけどもいろんなことを、ビッグフィッシュとかなんとかいうような話をしているときにこいのぼりの話をしていたらそんなことを言っていました。こういう程度ぐらいの英語は小学校の中でぼんぼんと話の中で出てくるといいなど。多分日本の子どもたちも必修化した場合にそういうふうなぐあいになるのではないかなというような思いをします。

近隣の韓国でもその1年後、67年に必修化されております。そして、EUあたりになりましては、自国語以外に2カ国語を教えるということ、特にフランスあたりなんかはそういった取り組みを始めているということで、まさしくこれは国レベルで国家戦略という形でやっておられると、そういうようなこともあると思います。

それともう一つ、今、中学校教育、中学校の英語教育を考えるときに、やはり突然中学校ですするというんやなく、そのイントロということで、前段の指導ということで、特に文法だとか何とかというスキルを教えるのではなくて、そういうようなコミュニケーション能力という日常会話の中で対人関係を円滑にする、さまざまな国の方とお出会いもするわけですから、そういうようなときに使える英語というのは小学校の学習内容の範疇として非常にいいのではないかな。そういうような基本的な考えは持っております。

以上です。

○藤堂与三郎議員 教育長の基本的な考え方で、将来的にも中学校に入ってからでも必要という答弁、そういうありがたい答弁なんですけれども、学校の運営主体であります総務主監なり町長、同じような考えかどうか、それだけ聞かせてください。総務主監、どうですか。どちらでも結構です。町長、したらお願いします。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 詳しくは教育長の言うとおりでございますけど、英語のできないことについて一番必要を感じているのは私でございます。中学校、高校とあまり勉強をしませんでした。ただ、こういう仕事についてでもそうですが、外国に行っても、英語は世界の共通語という意識をしっかりと植えつけられていますし、少し英語が話せればどの国でも通用するんだなということを身をもって感じています。本当に世界の共通語である英語については、さらに子どもたちの中にこうして取り組まれることについては、私は大賛成であ

りますし、積極的に支援をしていきたいなというように思っております。

○藤堂与三郎議員 ありがとうございます。教育関係者なり、運営主体が積極的に取り組むというありがたい答弁をいただきまして、安心をするところでございますけれども、まず、現状についてお聞きいたします。

現在、中学校にALTが1名おります。それから、それを小学校の要請から、多分両小学校への要請に応じて出向されておられると思うんですけども、その頻度と対応、時間的な関係で総合的に質問しますけれども、その時間は総合学習なり特別活動の一コマを指して実施されていると考えますが、それで現在の総合活動、特別活動に支障はないのかどうかと、それから、小学校の5、6年生から必修化されるということですので、私の要望としては、3、4年生から週1の取り組みをお願いして、5、6年は週2ぐらいの取り組みで実施をすることによって、本当に英語に親しめたり、いろんな形で中学校でもプラスになるというふうに考えておりますし、そのためには35時間は必修化されますけれども、35時間というのをしますと、年間35週なんですよ。ということは、1週に1回という話になるんですよ、1時間。それで十分かどうかという思いがあるんです。いわゆる4年生からとか、3、4ぐらいから1時間ぐらいという思いがあります。そのためには小学校の現状では、小学校の先生はほとんど、新聞紙上、いろんな形を見ても、英語の免許を所有していないし、英語ノートでの学習になるわけですけども、そういう意味におきますと、教師の負担が非常に大きくなるという意味で、私は両小学校へその時間すべてを、私が今申し上げました、1、1、2のコマを使って利用しても12時間ぐらいの感覚になりますので、1人の受け持ちコマ数としては十二分に対応できるというような判断をします。英語を教える小学校の教師の負担をなくすためにも、指導権、あるいはコメントは当然それは小学校の教諭がという話になるんですけども、1名を取り入れて両小学校で実施をしてほしいという思いがありますので、その辺のご回答をお願いをしたいと思います。

○山田議長 教育長。

○藤原教育長 第1点目は、ALTの活用、小学校でどのような授業をされているのかということですか。23年度から本格実施ということで今年度からちょっと計画を立てようということで、昨年度末計画を立てて、大体15時間、先ほど言われましたように小学校の授業時数は35週なんです。だから、35週ということは週に1時間ということなんです。今のところ15時間を計画してやっていたんですが、現在聞いていますと、1学期に大体10時間ぐらい実施をやっているということです。ちょっと普通、私たち町内だけでやっているんじゃなくて、県の教育センターの方から研究員に来ていた

だきまして、小学校の子どもたちにどういうふうなことを教えていくのがいいのか、中学校と同じではない。中学校にこれがつながっていくためにはどのような授業をしたいか。そういうテーマを持って今研究をしています。それでやっていただいて、予定の15時間が今は既に10時間しているということで、すべてこれはALT対応ということで、現実に申しますと、毎週水曜日は小学校へ出向くわけです。隔週に各小学校で授業を受けているということです。5年生、6年生がしているという。それが1番目のALTの対応ということです。

それから、3番目に、どの時間にやっているのかということで、今お話にありましたように、必修化されておりませんので、国語の時間を減らすとか、算数の時間を減らすということではできません。したがって、総合時間というのがございますので、総合時間とか特活の時間。それじゃ、総合時間の中でやればほかのやらなければならないことが減っていくのか。そうじゃなくて、そのことを今研究してもらっているわけです。総合時間の内容をそういうような英語という授業を通してやっていけないかというようなことも1つの研究方法としてやっていただいています。

しかし、23年度以降はそうじゃなくて、単独に時間がとれるということでございます。残念ながら今のところはそういうようなしほりがありますので、特活と総合学習の中でやっていただいています。

それから、4番目のところに、小学校の5、6年だけじゃなくて3、4年もやったらいいだろう、どうだろうというような思い、これは私も全く同感で、もし先生が常駐、1日学校にいていただきましたら、3、4年と言わずに1、2年も、とにかく子どもたちが外国の方と接すると、日常的に接している。そして、廊下ですれ違うとき、給食の時間で、運動の遊びの中でというぐあいにすべての子どもたちがそういうような方と接していただいて、町へ来ていただいたときにそれが何となく抵抗なくずっと話ができる。そういうような子どもになってくれればいいかなと。

先ほど町長さんの方が非常に積極的に言うていただきましたので、できれば小学校版のALTをいただけると非常にありがたいなというようなこと、今、中学校のALTは町職でございますので、県職やとなかなかそういうことはできないんですが、町職ですのでそういうような小学校に出かけていただいております。今言われたようなことはぜひしたいなと。

できましたら、東小学校、西小学校に1人ずつは難しいですので、1人の方が東小学校、西小学校、同じ内容、同じレベルの内容、同じものを教えていただくということがしたいな。そんな、今の段階では23年になりましたらそのような形での導入がしていただければなというような構想を持ってお

ります。

以上です。

○藤堂与三郎議員 非常に教育長の前向きな答弁で安心をしているところですが、今現状で、本当に15時間で10時間ぐらい出しているという話なんですけれども、これはこま数で見たら、1学期に、例えば3時間ぐらいしか出ていないという話になってしまうんですよ、毎週出ていても。まとめてすれば1学期に数回というような話になってしまいますので、今最後にありましたように、私もさっき申し上げましたように、両小学校へ1名の、できれば地元から英語の免許を持った有志を募っていただいて配置されて、両小学校の生徒が中学校1年生になったときに同レベルで学習に取り組めるといような制度をぜひともお願いをしたいわけです。

それから、どういうわけか知りませんが、9月6日の朝日新聞の朝刊なんですけれども、そのデータをとられておりますのを見せていただきますと、小学校の授業は非常に楽しかったが7割を占めています。それが、中学校1年生の後半になると、英語嫌いがぐっと増えてきた。というのは、レベル差があってみたり、塾に行っている生徒の力がそこで極端に変わってきたといような思いがありますので、しっかりとその辺はサポートをしていただいて、1名の町単教師ができれば、外国のALTに頼るのもいいことなんですけれども、ALTほど照り降りといえますか、当たり外れのある派遣といのはこの上もない、当たればいいけれども当たらなかつたら担任の負担でしかないといような現状があるわけですので、地元でしっかりとそのよう方を見つけていただいて、講師として1名派遣をしていただくことを切に希望して、私の最後の質問を終わりますけれども、最後に10月の町長選の公約のそのくだりは、町長みずからの公約として選挙に入るべきたぐいのものであると私はそれを掲げながら選挙態勢に入っていくといのが常套で、議員に要請をされて私の公約として掲げますといような話になりますと、無投票になるかどうかはわかりませんが、次の候補にも聞かなければならないとい問題が発生してまいることもありますので、この問題は一応は取り下げさせていただきます。

結びの話なんですけれども、小学校で英語をもし教えてもらえるから、高いお金を払って塾へ行かなくても、今までのように中学生になっても塾へ行っている子どもとの実力差、隔たりがない、ありがたい話やなといふような父兄の言葉を耳にします。本当に所得によって子どもの行ける塾なり、学校なりがすべて決まってくるといような現状で、私はそういうことは義務教育の中ではあってはならないとい認識がありますし、貧しい暮らしの中で育ってきた人間の一員として、義務教育の中でもこんなことが現実に起きてい

るんだなという思いがありますので、塾に行けという話ではありませんけれども、中学校になってから本当に英語嫌いの子をつくらないためにも小学校と中学校の連携がうまく行って、しっかりと勉強ができるようなものをつくっていただきたいと思いますし、先ほどの新聞の将来像についての質問もあったわけですが、7割強の生徒が大人になったころには今よりも英語を話す必要がある社会になると答えている人が7割いますし、将来外国に留学をしながら英語を身につけたいという生徒も約25%ぐらいになるというようなデータがあります。本当に外国の体験に学ぶというような面もありますけれども、中学校の海外派遣も、今まではクイーンズイングリッシュを話す英国が主体でした。私はタイとの交流が決して悪いというわけじゃなしに、交流という事業に切りかわって、それはそれだと思っただけですが、中学生になってから、このようなデータをもとに何年か後にはもとの語学研修に切りかわるような方向での検討もお願いをしまして、ちょうどもう時間ですので、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○山田議長 藤堂議員の一般質問が終わりましたので、ここで昼の休憩といたします。再開は、1時30分より再開いたします。

(午後 0時00分 休憩)

(午後 1時38分 再開)

○山田議長 それでは、昼の休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

次に、9番 西澤議員の一般質問を許します。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、一般質問を始めます。

最初は、4年間就任をいただいて、町政運営に努力をされた町長に、次期出馬を表明をされております。そういう関係もあります。当然引き継ぐ施策もどういう立場で臨むのかという点で施策の基本認識を問うものであります。さきの総選挙は、自民党が始まって以来第1党の座から落とされ、公明党も10議席を減少し、自公が政権から退場させられる歴史的な結果となりました。民主党が308議席を獲得したとはいえ、国民が民主党の政策に賛同し、白紙委任を与えたものでないことはメディアの世論調査などでも明らかです。私たちは新しい政治の可能性が開けたもとの、国民が主人公の政治が前に進むよう、建設的な野党の役割を果たす決意をしています。

国民の暮らしと日本経済は、深刻な低迷から立ち直れていません。7月の雇用統計によりますと、完全失業率は5.7%、戦後最悪を更新して、有効求人倍率も0.42と2人に1人もない状態、過去最低を3カ月連続で更新をしています。厚生労働省の統計によりますと、労働者派遣法が施行され

た1986年から2007年には、非正規労働者が174万4,000人と約20倍に増加をし、一方、正規労働者が減少しています。労働者賃金は9年連続して減少をし、年200万円以下の所得者が1,032万人と貧富の格差は本当に深刻です。このような経済、雇用情勢だからこそ、安全安心な暮らしこそ人権そのものという観点が重要です。貧困と格差の広がり、それは自然現象などではなく、まさに政治の責任です。そのもとで一番身近な町政は何を重点に取り組む必要があるのか、問われていると思います。

そこで、1つ目の質問であります、日本国憲法で明記している社会保障の実践と課題の問題であります。山崎町長は、日本国憲法を評価する発言を今議会でも行いましたし、たびたび行われました。今年の3月議会、建部議員の質問に対して2期目の出馬表明にあたって、人権、環境、福祉を柱にまちづくりに取り組むと答えました。

しかし、私は町政と実際と、この発言が合っていないことを率直に指摘しないわけにはいかないのです。具体的には、町民の負担軽減を図ることを柱に町独自の施策がどれだけ展開してきたか。就学前の子どもの医療費無料化はやっと県制度に上乘せをして実現したものの、町民が求めている介護保険、医療負担、障害者自立支援法による応益負担の廃止、これらの独自施策はあるでしょうか。まず第一歩として、高齢者、特に75歳以上と子どもさんの医療費無料化の拡充を甲良町で先駆けてつくること、障害者自立支援法に基づく応益負担は、実際町の施策で廃止をする取り組みが必要であります。介護保険料、国保料は引き下げることなど、また、後期高齢者医療制度は廃止を政府に強く要請することを、この新しい政治情勢のもとでとりわけ必要だと思いますので、見解を求めます。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 基本的には、医療、そして福祉等については、これは国の施策として責任を持って実施されるものだという考えは持っているところでございます。本年3月議会でも質問がされましてお答えをしたところでありますが、今日の少子・高齢化や経済不況から一律の応益負担を求めている制度となっておりまして、障害者や高齢者の生活に不安を与えておりますもので、応能負担を原則とした考え方での取り組みが必要だと考えているところでございます。とりわけ今議会ですべて自立支援法に係る個人負担金分を全額助成いたしたく計上したところでございまして、他の事業につきましては国・県の動向を考慮しながら課題として今後も取り組んでまいりたいと思いますし、国・県に対しての要望につきましては、保険制度を含めていろいろ思うところがございまして、積極的に国なり県なりの負担を求めていきたいというように思っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 今ほど答弁のありました障害者自立支援法の町の軽減策であります、制度ができた当初から私は町の独自で障害者の人権を保障する、また、私たちが障害者に学んでいくという立場からも障害者自立支援法の応益負担に対する否定的な制度を甲良町でつくって軽減を上乗せをするということを提言をしてまいりましたが、今回、おくれらせながら提案をされたことについては評価をするわけですが、質問としては、就任のとき、法律ができたときにこの制度が、町の軽減策をつくらなかった経過について簡潔にお願いいたします。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 当然我々末端の自治体は、財源的にも限界がございますし、それと、いろいろ財政再建について県の指導等もいただきながら運営をしておるところでございますので、そこにまで財源が回せるような状況ではなかったというふうに考えています。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 これは後でも述べますが、税金の使い道の優先順位という点で問題を残してきたというように思います。

2つ目に、住宅政策の問題です。甲良町の国によるストック計画がどのように展開をされる予定なのかという点でございます。以前示された町の資料では、小川原団地の、いわゆる赤がわらの住宅を除いてすべてを建てかえるとの計画でありました。当初の改築計画が中止されたとは公式に聞いたことがないわけですが、また、小集落集会所で、以前すべての住民を対象に建てかえ計画を説明した経緯があります。中断されていると見られるわけですが、その原因を何かお尋ねいたします。

担当課によりますと、中断の原因は予定どおりに岸ヶ口団地に住民が移動してくれないからだ住民の責任にしているようでありますが、町の責任を棚上げするという姿勢には、私は納得できません。老朽化、フェンスの崩壊、窓は壊れ、ごみ、古びた大型家電製品が散らかって、表現するのも忍びないのでありますが、ある住民は、まさにスラム同然だと呼んでいます。計画中断の原因と再開する方針があるのかどうかのご答弁をお願いいたします。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 計画の中断といいますか、現在、中止をしている事情は、担当が話したとおりでございます。ただ、これは14年から23年までの10カ年の事業でありますので、根本的な見直しを現在計画をしております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、住は人間的な暮らしの拠点でありまして、人権の大前提



となる重要な要素ではないかと考えます。新しくセンターが建てかえられましても地域住民の住環境が改善されません。仮住まいを提供するなどして建てかえ計画を再開することは十分可能だと思いますが、見解を求めます。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 仰せのとおりでございます。職住につきましても、やはりこれは人間として生きていくうちの一番大事なことでありますし、住宅につきましてもその根拠となるものでございますので、一番必要なものだというような認識を持っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 続いて、税等の滞納問題に見る町民の暮らしの厳しさと同和行政継続による不公平が生じている問題をどう解決するのかというところであります。20年度決算で税金等の滞納額がまたも更新をしました。滞納額は決算ベースで前年比約593万円の増加と、見かけ上少ないように見えますが、不納付決算処理が20年度決算で、町税、国保税の2種類だけの合計で1,587万円あります。これと合計をしますと、実質は2,100万円を越す増加となるものであります。以前から述べていますが、町民生活の苦しい反映と格差の広がる社会、行政への信頼失墜のあらわれと見ています。10月から「広報こうら8月号」に収納促進課が稼働することが載せられています。地域による、また種別による取り扱い、対応に格差がないようにしていただきたいわけですが、この点の方針はどうでしょうか。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 何人にも納税の義務はございまして、その中で差別化をするという事は考えておりません。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 法はもとより、施策のすべての分野で差をつけてはならないという今の答弁は当然のことです。一番多い住宅新築資金の滞納にどのように立ち向かうかが課題ではないでしょうか。私はそう思います。改善策は以前から言っております2本の柱、1つは、法が終了した趣旨を伝えて、借りたものは返そうじゃないかと町長を先頭に幹部職員が直接話し合い、説得できる立場を持つことです。その立場とは、同和地区がなくなったこと、生活に苦しい町民には温かい支援策の手だて、この3つを基本とした説得メニューが町長主導で必要だと思います。そして、2つ目の柱は、それでも話し合いに応じない場合、法的手段で臨むことが肝心であります。いずれの場合も道理ある立場を持つことではないでしょうか。

ここで重要になるのは、やはり同和行政は必要との方針を撤回することだと私は考えます。この4年間、山崎町長は、滞納している町民と直接説得や

話をされたことがあるかどうかも含めて、その教訓も含めて答弁をお願いしたいと思います。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 トップ主導でということでありまして、当然徴収対策会議、そしてまた法的な措置についてもいろいろな徴収時点での課題についても直接入っていることをございますし、トップとしてのリードはしております。ただ、議員がおっしゃられますように、同和地区というのは現在我々もこういう言葉は使っておりませんし、人権行政というのは、やはりそこに課題がある限り続けていかなければならないなというように思っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 住新の資料で以前に、最近改善されたのかどうかは聞いておりませんが、1、2回返済をして、それ以後返していない事例がありますし、また、累積をして今回の決算書にもあらわれているとおりであります。こういう問題でしっかりと、借りたものは返そうと。そして、これはまじめな納税者にしっかりとメッセージを送る、自立をしたということ、私も同和地区、同和地区外を呼ぶこと自体も非常に不自然な今現在ですので、そういう点でも同じようなスタートに立とうということで話をされたのでしょうか。1、2回の事例がありましたらお答え願いたいと思います。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 それは、当然日常的に行っておりますし、徴収の段階でいろんな問題は滞納者の方からも投げかけられます。それについての個々のケースについて、本当に必要以上に私のところに持ってこられますので、その都度処理をしております。ただ、滞納の増加とかいいますのは、単に納税意欲が欠けているというだけでなく、多くはやはり現在もある地域課題に原因があるわけですね。特に昨今の経済情勢から見たときに、就労とか、その就労に伴います教育の保障であるとか、その辺の課題がまだ特定の地域に対して残っているわけですので、その辺が完全に解決しないとこの滞納問題というのは残念ながら100%解決というところまでは行かないかなというように思っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 だからこそ弱者に重視を置いた施策、弱者の生活を大切にする、そして、雇用を増やす、こういう施策がとりわけ私は必要だというように思うんです。

そこで、4番目の中小零細企業や、それから農業支援の問題であります。これは、以前も繰り返し提起をさせていただきました。住宅リフォーム補助制度は、町のわずかな、100万や200万の財源で億近い経済効果が生ま

れることは、実際実施をしている自治体の中でも証明をされていますし、経済学者が試算をしている例もございます。愛荘町に続いて多賀町、豊郷町も実施を始めました。小さな建設業者が仕事を起こしていくという点でも具体策であります。そういう点では、先ほど言われました地域の課題を改善していく大きなステップになるということで、このことについてなぜ実施を始めただけなのではないのでしょうか。そのことが1つです。

そして、同じように小規模事業者の登録制度、これも以前提案をさせていただきました。それから、借り入れをしている人の金融借入金が増える問題で、借入金の返済繰り延べ保証、これは、銀行は来ていただいたらすぐにでも対応する。例えば私が経験した事例ですと、16万円返済をする義務を負わされた方ではありますが、事業が失敗をし、仕事がなくなった方、一緒についていきました。そうしますと、銀行側は払える金額でよろしい、こういうことを言われましたので、極端に1万円でもよろしいか、5,000円でもよろしいかと言って私が聞きました。それで結構ですということで、例えば8,000円の金額で繰り延べの保証債務の実務の契約書を書き直すということが成立をいたしましたけども、そういう点でも行政が担当課を中心に直接乗り出していく必要があるものだと思います。

もう一つは、農業の支援であります。さまざまに一つ一つずつ充実をされてきたことについては評価をするものであります。同時に、一番先の出口、農業の出口の価格保証の、地方の自治体だけで実施をするというのは財源的にも大変なものでもあります。その価格保証の部分導入、つまり価格保証の入り口をつくるという点の課題が残されていると思いますが、この点、いかがでしょうか。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 農業価格保証につきましては、新しい政権も大きな公約の1つとして挙がっておりますし、なかなか単独の自治体で実施するということが無理だというご理解もいただいております。できるだけそういう直接的な補填というよりも、間接的に米も含めた農業施策の支援を考えていきたいということで、また、具体的に米の補助制度につきましても支援を検討するよう現在担当課に指示をしております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 この項目では農業だけではないんです。住宅リフォーム制度もどうするのか、そして、先ほど借り入れ返済の繰り延べ保証の交渉、行政も積極的にかかわって、銀行が、金融機関が繰り延べ債務、これを約款どおりというようには言うていないというのが銀行、金融機関のスタンスになっていきますので、これの支援をしていただきたいというように思いますが、この見

解をお願いしたいと思います。

先ほど農業の点では、自治体で価格保証の導入というのは財政的にも大変。確かにそのとおりであります。努力をされている自治体が全国を調べてみますと幾つか、私の知る範囲でもございます。棚田への保証を直接保証したり、それから、合併して町が変わりましたが遠野市、これも価格保証の導入をして有名な市でございます。そういう点でも、この努力方向はまだ一步踏み出したというところですので、住宅リフォームや、それから小規模登録者、それから金融機関に対する繰り延べ債務の交渉などについてお願いいたします。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 農業関係についてはまたそういう先進地も勉強させていただきたいなというように思っております。

住宅リフォーム補助制度につきましては、何度か質問をいただいているわけですが、現時点、この甲良の建設業の特性からいって導入というのは難しいなというように思っております。多賀町、愛荘町の話もございました。これは、21年度単年の施策として緊急経済対策の臨時交付金の活用の中でやられておりますので、なかなか甲良町のこの沢山の建設業を抱える地域で恒常的な制度として創設するのは無理かなというように思います。ただ、小規模事業者等の参入がしやすいようなもの、そして、現在130万以下でも、これは随契の許される範疇なんです。その中でも指名をしながら、本当に営業を始めたような小規模な事業者もその中で入札に参加してもらうような道も開けておりますし、また、小規模店も水洗化の指定工事登録など、積極的に参加していただいているところですから、そういったものを活用しながら、おっしゃるすべてはできないかもわかりませんが、そういうものについても検討を進めていきたいなというように思います。

それと、中小企業の支援では、国・県の制度を利用して融資を受けられた企業の支援をしておりますが、20年では経済状況の悪化によりまして保証料補填の支援を行い、給付対象52件のうち23件の事業所が申請をされました。さらに21年度も国・県が3月まで制度を延長されておりますので、本町におきましても補正を行いまして保証料補填の充実をしていきたいというように思っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 今、住宅リフォームについて言われましたが、甲良町の中小建設業者がひしめいている特異な状況だからこそ私は必要でありますし、予算措置で言うても、彦根市の場合にしても12万の都市から見ても非常に小さな規模でありますし、愛荘町、豊郷町の行政の予算規模は200万程度というよ

うに聞いております。そういう枠内で何千万という工事発注の経済効果が出てくるということにもぜひ着目していただきたいと思えます。

次に、甲良町地域新エネルギービジョンについてであります。このビジョンが示されましたが、ここで1点質問がございます。地域温暖化抑止は一刻の猶予もならない人類的課題ですし、I P C C（気候変動に関する政府間パネル）は、地球温暖化の被害が取り返しのつかないレベルになるのを避けるには、産業革命以降の温度上昇を2度以内に抑えることが必要だと指摘しています。日本共産党は、求められる先進国の責任を果たすためには、日本政府として温室効果ガスを2020年までの中期目標、1990年比で30%削減、2050年までに80%削減の長期目標を定め、着実に実行する必要があると提起しています。

そして、そのかぎは、国内の温室効果ガス排出量の8割から9割を占める産業界で実質的な削減が進むかどうかにかかっています。甲良町の取り組みはこれからですが、まだどうなるか結論が出ていないふるさと交流村への導入が一番に挙がっています。現存する町の施設を順次自然エネルギーに転換するためにどうするか立案することの方が現実的だと考えます。そのためにはどれだけの規模を準備しなければならないかを検討するのが筋だと考えるんです。

このエネルギービジョンからは地に足をつけた実行の姿勢が見えてこないんです。まるでふるさと交流村計画が認知をさせるためにつけ足しで出されたかのように受け取られます。新設する施設ですから、実際の温室効果ガス削減にならないと考えますが、この点の取り組みについてお伺いします。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 すべてふるさと交流村憎しの発言はやめていただきたい。私は就任当初から、こういった新エネルギーについてはそういうビジョンも持っていますし、将来的にというよりは、いち早くこういったものの検討を進めていかなければならないということで、以前自治体では、もう10年ぐらい前にはそういった動きがあったみたいですが、具体的じゃなく、甲良町におきましては20年度にこのエネルギービジョン、すべての新エネルギーの可能性について求めたビジョンでございますので、特定の交流村の中でというようなことではありませんし、すべてこれから行われる、現在も呉竹地域総合センター、そして福祉空間整備事業の中でも積極的に取り組んでいますし、新しくできてきた経済対策の中でも、現在交流村等の街灯の計画とか、そういうものを機会あるごとに入れながら、例えばハウス農業をするときのエネルギーであるとか、そういったものの転用も考えながら具体的に担当課の方で進めておりますので、しばらく時間もいただきたいと思えますし、具体化

しているものにつきましては支援、応援をお願いしたいというように思っています。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 現存する町施設で新エネルギーへの転換、それから各家庭への転換についての支援、これについては順次どういうように進めるのか、簡潔にお願いいたします。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 まず1つ、個人住宅の導入につきましては、規模的には1キロワット80万円ぐらいの投資額ですので、そういったものが少し、それで10キロで800万というようなものですから、一定の補助も検討しなければならないかなというように思っておりますし、公の施設については、こういった改修の機会なり、そういうものを活用しながら順次、とにかく学校施設とか、そういう大きな電気を使うところについてもやっていきたいと思っておりますし、町の公民館の屋根の光なんかは非常に条件的にもいいということでありまして、住民へのPRにもなるということもありますので、近い将来、そういったものは既設の施設についても導入を検討していきたいというように思っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 この問題については、政府・県、それから市町村が導入の枠組みを決めていけば、爆発的な仕事起こしになるということで、産業の下支え、それから雇用の創出、こういう期待が強まっています。そういう点でもここに重点を置きながらぜひ進めていただきたいというように思うんです。

2つ目は、公平公正な入札制度の問題であります。幾つか、7月の臨時議会の時点、それからその後もメールが寄せられました。また、ファクスでの投書もございます。すべて実名であります。町民の中に疑問が広がっている状況がつぶさに報告をされています。その中の特徴的な部分を読ませていただきますと、「大切な税金が一部の人の利益になっていいのでしょうか。そして、私たちが考えていることは税金の使い道でした。そのことを考えると、甲良町で行われているこういう不正を、疑惑を持たれることは許してはならない」、こういうメールでありますし、また、実名者の方は建設業の経験から詳しい内容のメールをいただいています。そこで、こういう疑問が起こりますのは、やはり格差が広がっているところでありまして、すべての建設業者が今本当に深刻な状況に陥っているあかしであります。

1つ目の問題は、談合というのは業者同士で順番に回すという性格上、工事が単発では成立しにくいと言われていています。山崎町長就任時には、この呉竹センター、福祉空間は、私たちは全く知りませんでした。呉竹センターに

至っては、就任初めての予算、つまり06年度の予算で厳しい折、改築の要望は飲めないと山崎町長みずから私に告げてくれたのを覚えています。そんな状態だったものが急に議会や町民との相談もないまま、急に昨年後半で浮上した感じでありました。当初予定でいけば、ふるさと交流村拠点施設の着工は本年でありましたし、同時進行か、また、交流村建設拠点施設の着工が遅れてくる見通しの中でそれに見合う工事をつくる、こういうような疑惑に駆られています。これは勝手な憶測ではありません。疑いを持つ根拠を述べています。グループハウス設置にかかわる条例の不備の、準備の不足した条例提出と関連をして考えても、山崎町長が繰り返して述べているソフト事業だけでは元気が出ないとも関連するものだと考えます。これは、湖東衛管組合の議会議員の報告によりますと、建設工事を発注をして活性化をする必要があるというのが山崎町長の基本的な認識だということに聞いていますし、また、そういう立場で臨んでおられるんだと思いますが、この3つの関連が出てきたことについても疑問を持っていますので、見解を求めたいと思います。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 正当に着々と段階を終えて進めてきたものを、初めて聞くとか知らないとかという方に返事をするのもおこがましいんですが、これは、当初は確かに財政事情もありました。でも、その後、2億円ずつの使用予定であった基金の使用を取りやめ、そして、1年1億ぐらいの積立までしてきた。計3億円の事業費を節約し、新たな収入源を確保しながら元気になるような制度、施策をやってきたわけですから、それがいつときになったというか、そういうようなことで、それが談合の疑惑を我々が推進しているような話をされると、これ以上のお話はできないです。これは7月の臨時議会でも言いましたし、その辺は議長もしっかりと整理をしていただきたいと思います。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 2つ目に、具体的な問題に、疑問に答えていただきたいと思います。2つ目は、入札前日に指名11業社のうち1業社を特定して談合情報を告発してきた重みをどう受けとめるかという問題であります。

○山田議長 これは、前回の臨時議会で総務主監の方から説明があったと思いますわ。臨時議会の、7月の臨時議会のときに。答弁はそのときに総務主監が答弁しておりますので、再度の質問ということで取り消させていただきたいと思います。

○西澤議員 それは、全くの議長の横暴であります。議事録で、一般質問ですよ、これは。

○山田議長 同じことをするんですか。

- 西澤議員 同じことじゃありません。これは山崎町長が答えていますが、談合ありきの西澤議員の質問には答えられませんということで、5つの質問については全く一つ一つ答えていただいていません。よくご存じやと思います、冷静に対応してくださいということで私は申し上げます。
- 山田議長 11業社の談合情報うんぬんのこの説明は、そのときにしてあると思います。記憶にありますよ、私。
- 西澤議員 そしたら、そうで答えていただいたら結構です。
- 山田議長 それでよろしいですね。そしたら、再度。  
総務主監。
- 野瀬総務主監 お答えします。情報提供者が匿名でありました。その情報も不十分であったものの、県マニュアルに基づき、念のため談合回避の確認と、後日のため、全業社から誓約書の提出を求め、入札を執行したものであります。11社中1社を特定したことの質問でございますが、入札会までは指名業社は非公開で指名業社がわからないようにしているところであります。情報を受けたことについてはまことに残念であります。
- 山田議長 西澤議員。
- 西澤議員 野瀬主監の答弁であります。残念なことが実際起こったわけです。なぜそういうことで残念なことが起こったのかという点で検証する必要があります。11業社のうち1業社ですから9%の確率であります。こういう点では、知り得ない情報と言いますが、マニュアルの中にありました知り得ない情報と言いますが、そういうことがなければ知り得ない情報を連絡してこられない状況ではないかというように思うんですが、いかがですか。
- 山田議長 総務主監。
- 野瀬総務主監 11業社の指名通知については、結果としてオープンになった時点で11社ということがはっきりわかったわけでありまして、それから、情報については、行政としてマニュアルに基づいて整理をしているということでございます。
- 山田議長 西澤議員。
- 西澤議員 そこで、次に進みますが、落札業社と失格業社、そして、落札業社とそのすぐ上の額で入札をした業社の金額、非常に微妙な違いであります。例えば落札をした業社、1億5,164万円、そしてその下で失格をした業社が1億5,150万円、その差額は何と14万円です。そして、予定価格に対する割合は0.00078、つまり1万分の7.86であります。こういう金額は芸当ではできませんし、また、予定価格との差で言いますと、先ほどの落札した業社と失格した業社の間は、0.079の差であります。こういうのは、ある情報を共有しなければできないところであります。いか



がですか。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 入札につきましては、各社の責任見積もりによる応札額であります。予定価格書の予定価格以下最低制限価格以上に照らして落札を決定しているものでございます。

以上です。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、高率落札が談合だとよく言われますが、それだけの固定概念でいいかどうか。そういう情報が寄せられて、いろんな、あらゆる方法で談合がされていないかどうか。私は後で言いますが、官製がかかわらなければ談合はできない仕組みの1つでございます。そういう点で、高率落札のみが談合という概念はおいてかからねばならないのではないのでしょうか。見解を求めます。

(「議長、ちょっと動議」の声あり)

○山田議長 ちょっと待ってください。

総務主監。

○野瀬総務主監 行政としては、談合情報に基づきまして記録にまとめます。契約担当者、いわゆる発注の長の町長および建設工事契約審査会に報告をして対応の判断をするものであります。調査に値する場合は入札を中断し、事情聴取を行います。事実が確認された場合は入札の取りやめになります。事実が確認されない場合は、誓約書の提出の入札執行をするものでございます。行政の領域でしかお答えしようがございません。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、最低制限価格の公表が一時期ありました。現在は非公開になっています。しかし、7月の臨時議会で私が質問しました。非公開は入札に関してその最低制限価格が公表されないことではありますが、入札が済んでも公表しないという理由が成り立たないわけですが、この点についてはいかがですか。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 甲良町は、前回申しましたように非公開と。県でも同様でございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 非公開にしているデメリット、そしてその透明性の確保の点でも問題を生じる。そういうことで一時期最低制限価格の公表をされました。これが、今回問題のもとになっていますが、再度入札が済んでも制限価格は公表しないという理由がわからないわけですが、いかがですか。

- 山田議長 総務主監。
- 野瀬総務主監 入札に応じる各社の応札は各者見積もりによる決定でございます。したがって、公開するということはすべてをオープンにするということになりまして、競争の原理を阻害するという面もありまして非公開にしているということになります。
- 山田議長 西澤議員。
- 西澤議員 今回、正当な競争がされているかどうかについては、業社は、また町民は実際に納得していないわけです。ですから、次の県内ランク3号、これは4号と記入をしましたが、これは間違いであります。この業社がAランクの業社の中に指名されたのはいかなる理由か、お伺いします。
- 山田議長 総務主監。
- 野瀬総務主監 前回申し上げましたように、改めて申し上げますと、6月12日付、総務省自治行政局長、そして国土交通省建設流通政策審議官の連名要請がありました。タイトルは、公共工事の入札および契約の手續の改善等について。地方公共団体に対して以下の措置を要請されたわけであります。具体の文面については、地域を支える建設業、とりわけ中小企業の受注機会の確保に一層の配慮。適正価格での契約推進のための4月3日付通知、括弧書きであります。適切な地域要件の設定および地域貢献の適切な評価、最低制限価格の引き上げ等の実施に遺漏なきことに基づくものであります。平成21年6月12日付でございます。
- 山田議長 西澤議員。
- 西澤議員 地元業社を入札参加の機会を増やす、こういう国交省の通達であります。以前からもそういう通達のスタンスはあったと思いますが、こういう立場で、先ほども質問の中になりましたように、住宅リフォーム等で地元の建設業社が仕事を起こすということは全然おざなりにしておいて、こういう問題だけはいち早く取り入れる。しかもこういう点で、7月の全協で入札審査会の3回目、6月19日には町長も交えて選定業社の確定を行った旨が明らかになっていきますし、町長の意向がかかわらなかったという方自体が不自然なんです。そういう点では、この入札審査会のいきさつは公平だったのか、お伺いします。
- 山田議長 総務主監。
- 野瀬総務主監 もちろん最高決裁はどの場合でも町長にあるわけですので、当然町長と重要案件については協議をしてしかるべきだと思っています。
- 山田議長 西澤議員。
- 西澤議員 この問題で根本的な解決を、方向を出す必要があります。私どもは公平な入札制度を一般競争入札を原則として、1、中でも大手独占や不良

業社の参入を防止するために資本力、技術力、工事实績などによる厳格な等級の区分、そのほかに地元優先、中小企業優先などを考慮する、4つ目に、工事工程を規模に対応して入札参加資格を限定すること、5つ目に、これらの基準を公表して条件つき一般競争入札方式を採用する。また、特殊な工事や少額工事などの場合で、指名競争入札、随意契約が適当と認められるものについてはこういう方式に切りかえる。こういう大まか、抜本的な改定が必要であります、いかがでしょうか。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 入札制度の改革あるいは改善については、常々国・県を通じて改善要請は法律に基づいてあるところであります。基本的に前回も触れられました自治法に基づく指名競争入札よりも一般競争入札がスタンダードだということは承知をしておりますし、これから私たちも基礎自治体としてそういう方向をめざすべきだというふうに思っています。

ところが、町内業社は登録社数で21年度で81社、2業種を受け付けておりますので延べ139社という県内一の登録社数を小さい規模では受けておりますので、その辺も含めて、愛荘町のように管理課とか単独のセクションで改革を推進するなりというふうなことで、いずれにしても一般競争入札へ移行するという点についてはめざすべき方向だというふうに思っています。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 今、一般競争入札への方向が妥当なところではないかという見解を述べられましたが、それと同時に、今の建設業社の数から言っても、共同化の努力はどういうようにこの間されてきたかについてお尋ねします。建設業社といえはなかなか共同にするのは難しいです。しかし、共同化をしていく行政の側の投げかけ、働きかけはぜひ必要ですし、その点ではこの間、どうだったのか、お尋ねします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 町内では水道事業の組合が既に設立をされております。ただ、現在各社が指名登録をされているということで、いわば競争相手というふうになりますので、西澤さんの提案は非常に参考になりますので、ただ、行政が働きかけるべきなのか、おおよその業社さんは商工会に加入されておりますので、一度商工会事務局とも調整をしたいというふうに思います。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 私が議員になりましてからでも談合情報、そして指名業社から外されたということで直接訴えに来られたり、新聞報道がされているのがたびたび出てまいります。そういう点でも抜本的な入札制度の改革がぜひ必要で

あります。このことを提起をして、次の問題に進みます。

ふるさと交流村計画であります。農業生産や、それから農業生産は特産品、出荷能力であります。さきの運営協議会、ふるさと交流村運営協議会でも、生産者から相次いで、今現在施設をつくって営業を始めればお客の総損失を招く。つまり、物が足りないというのが相次いで出されました。こういう点でも、私は農業生産や運営母体、また経営計画やコンビニ誘致の計画、直販所以外の必要性の問題など、住民合意にまだ至っていないところが今の実態だと思います。そういう点からも、拠点施設の凍結がぜひ必要ですし、安心して基礎的な論議を重ねて実践をしていく。そして、その上に成果を見せるというのが大事ですので、この問題について見解を求めます。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 交流村につきましては、その内容も当初計画より徐々に整理をしておりますし、その都度、都度、拠点施設ありきではないということも申し上げました。そのためにいろいろと農業政策についての制度もつくりながら支援をし、ほぼそういうのが充実してきたかなというように思います。このまま行かましても2年先に施設の完成になるわけですので、時期的にはこのぐらいかなというように思っております。ただ、現在、推進の協議会を、推進を目的とした協議会を庁内で作っていただいて、議員もその委員に入っておられるわけでありますから、多くのこの施設を希望する農業者の気持ちも酌み取っていただいて、早期というのか、計画どおり執行ができますようにご協力をお願いしたいというように思います。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 今言われました農業者の思いは、直販所を充実させてほしいという非常に強い希望であります。前回、7月29日、交流村運営協議会の初会合がありまして、協議会の席ですのでレストラン等やシャワー室、展示室等が当初から必要なのかという意見が出されましたし、疑問も出されました。それに答えて山崎町長が、すべてをやるとは言っていないと表明されましたが、この真意を再度お尋ねするものであります。縮小見直しをする方針なのか、それであれば議会に提出されている拠点施設、コンビニ誘致などの計画をいったん白紙に戻して直販所を充実させるという方針に転換をしたのか、あるいは、拠点施設の建設を凍結をして見直すという方針を出されたのか、この点、明らかにしていただきたいと思っております。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 個別の問題については発言は控えていきたい。これも協議会の中の議論の内容であるかなというように思うわけです。コンビニにつきましては、これは用地を確保して民間資金の導入でありますし、あとの施設につい

ても、例えば緑のコリドールであるとか、そういうものについての縮小も指示をしていますし、具体的にそういった方向で動いておりますので、現在のところは直販所一体の施設と県が直営でやられます駐車、そしてトイレ等の施設に限定されるかなというように思います。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 個別の問題には答えられないと言われましたが、大枠、筋を町長がつくって、職員がそれに沿っていろんな骨組み、それから肉づけをしていく。職員が仕事をしやすいように枠組みをつくるというのが町長の責任であり、仕事ではないでしょうか。そういう点では、私はすべてをやるものではないというのは、直販所を充実させたい、充実して、そこから基礎としてつくっていくんだという方針なのかということをご明らかにしていただきたいんですが、どうなんでしょうか。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 西澤さん、回りくどう言わはるからちょっと誤解したんですけど、私は当初から、まず直販所をつくってあげたいと。それから、もっともっと当初はいろんな計画があったわけなんですけど、その都度、直販所の取り組みのいかんによって順次やっていきたいというような話はしていたつもりでありますし、今も変わっておりません。

○山田議長 西澤議員。今、3回目、もう終わりますから。

○西澤議員 直販所を充実させながら、これでいけるという農業者の自信と、そして何よりも周辺のお客さん、それから観光客、そういう実績をつくっていくこと自体が非常に大きな問題でありますし、町の行政、それから町民からすれば中心的な問題だ、中心的な課題だと言っているわけですから、ここでけつまずくわけにはいかないんです。そういう点では、町民と十分な論議をしながらこの問題を進める。その進めるもとは、当初の計画から若干遅れていることも率直に認めて凍結を言い、そして直販所に重点を置いて計画を進めるということを明らかにして、町民に理解を求めていく必要があることを提起して、一般質問を終わります。

○山田議長 西澤議員の一般質問が終わりましたので、ここでしばらく休憩いたします。

(午後 2時30分 休憩)

(午後 2時50分 再開)

○山田議長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

続いて、7番 建部議員の一般質問を許します。

建部議員。

○建部議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

私、当初予定をいたしておりました質問が、ある事情で今回できなくなりました。次回にいたすことになりました。その事情については町長もよく知るところであります。そこで、今回は角度、視点を変えて、大きくは2つのことについて質問をいたします。

どこの行政もそうなのですが、役場の中には建設工事契約審査会なるものがあります。甲良町では主監クラス6人による審査会で、その会長が総務主監であります。その審査会は業社の格付審査、競争入札参加人の資格決定、契約内容の審査を所掌事務にしております。土木の業社の格付や入札参加人の資格決定は、県に準じてその審査会で決定をしておりますが、建築の場合は、県の業社格付や建築一式発注基準を準用しております。よって、甲良町の審査会では、建築の業社のランクづけまではやっております。

そこで、7月9日執行の入札に際しまして、当然入札参加人を決定するわけですが、何回かその審査会が持たれております。当初、審査会、いや会長の意向では、今回の入札、呉竹センターでは3億8,500万円、福祉空間では1億7,800万円、金額的に言っても県で言う1号業社が妥当であろうという意向をお持ちのようでした。ところが、結果は3号業社も中に参加することになりました。これは、審査会の意見、最終的には町長が決裁をするものですから、仮に町長の意向がそこに入っても、その3号業社がその指名に参加させること、また参加することについてはとやかくは申しません。ただ、野瀬主監が先ほどの西澤議員の一般質問でも読み上げました国の指導、6月に出されたとか、その国の通達を読み上げておりましたが、7月14日の臨時会では、その3号業社を入れたのは地元業社の育成、地元業社優先の立場で入れたという説明がありました。

ちなみに、県の発注基準を申し上げます。1号は9,000万円以上の仕事です。2号は5,000万円から9,000万円、3号は2,500万円から5,000万円まで、4号は1,300万円から2,500万円まで、5号は1,300万円以下と定められております。国の地方自治法の中にも、その業社の選定基準、資格基準が定められております。県は1号から5号までの業社のランクづけを行う際、これはどこでもそうなのですが、まず工事の実績、従業員の数、資本の額、経営の状況などがその要件に入っております。ですから、先ほど申しあげました1号クラスの業社は9,000万円以上の仕事と。3号については2,500万から5,000万円までの仕事をということに決まっているんです。それが3号業社を入れた理由として地元業社優先、地元業社育成の大義名分で入れたということですが、私はその国の通達、もう一度見てみたいと思っておりますが、これはこじつけではないのか。一応基準で、その資格基準が経営の状態なり、資本の額なり、従業員

の数なり、決められている。それが3号から1号の仕事がそこまで飛び抜けてというか、それが本当に地元業社の育成なのかという疑問が湧いてきたんですが、総務主監、いかがですか。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 基準等々、質問の中でおっしゃっていただいたとおりでございます。ただ、冒頭の甲良町の建設工事契約審査会規定の4月末までの町内業社さんの格付審査、それには、建部議員は、建築はランクづけをやっていないということでございますが、各業種とも甲良町については5月1日付で町内業社さんに通知をしていますように、建築においてもランクづけをしているところでございます。

甲良町の建築の建設工事指名基準につきましては、A、B、Cに分かれております。Aについては、県の1、3号業社、請負標準額は3,000万円以上、B、県の4号業社、請負標準額は1億円未満、C、県の5号業社、請負標準額が3,000万円未満、県の請負工事標準額については、おっしゃったとおりであります。土木におきましても請負標準額は県のずばりそのものと甲良町が引いている価格については差異があるということがあります。

もう1点は、過去の建築は大規模工事もありますので、1億円以上の入札工事に町内業社さんが単独で参加をしている工事も幾つかあります。最近では、16年7月には3億円を超える長寺センターには町内業社さんも参画をして入札を執行したということがありますので、いずれにしても過去の実績、町内業社さんの実績等々、よく言われるのは町内業社育成という視点でありますし、その援用根拠を申し上げたのは、今年の6月12日には特に建設業界の雇用、仕事の発注量を勘案しての通達でございますので、それを援用しているということでございます。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 7月の時点での説明では、県の基準の1号から5号の話がありましたが、今、町内でも建築業社のランクづけをA、B、Cとつけているということの説明はなかったもので、私はてっきりすべて県の基準を準用しているというふうにとらえておりました。ただ、その地元、先ほど申し上げました、過去には確かに町内業社で3億の仕事うんぬんということはあったというふうには思いますが、今回の仕事というか、工事については、一応県の基準というから、県の基準は9,000万円以上、すなわちすべてこの2つの工事は1号業社でという、最初はそういう意向であったが、最後、結果的には3号も入ったということの、総務主監は最初の意向は1号業社でという意向はお持ちであったことの確認をいたします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 内部の審査で総合的に議論をしたところでもあります。もちろん大規模建築工事でありますので、県の標準金額を念頭に置きまして県内の1号業社のクラスでありますので、そこが基準であるということには変わりはありません。

しかし、町内さんの業社さんの参画については十分検討をして、そこまで、今日の内容のところまでは説明しませんでした。県のランクでいくと町外業社さんは1号、町内業社さんは3号ランクに属しているという説明をしたつもりでございました。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 今の説明で、一応了解をいたしました。ただそのことが、1号から3号ということが奇異に思えたからそういう質問をしているんですが、ただ県の通達を、その解釈というか、定義というか、私はもう少しわからない部分があるんですが、どのようなことでもって町内業社の育成なり、優先を、その通達文書でさせるのか、その点が疑問であります。この質問については終わります。

次に、入札執行の手順および落札業社決定までの行為についてということですが、ざっくりばらんに申し上げます。入札日、参加業社の受け付けから始まりまして、落札業社決定までのプロセスがあるわけですが、落札予定価格、すなわちこれは最低制限価格なんです。その決定は当日にやられるのか、事前に町長の決裁を受けておいて、いつの時期に入札箱に投函をするのか、まずお答えを願いたい。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 指名業社が決定しますと、業社への指名通知があります。その時点で予定価格の公表ということになりますので、その後入札執行日までのいずれかの間で事前に予定価格調書を作成するところでございます。そういうことでいいでしょうか。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 その予定価格、最低制限価格となるものは、入札、また契約担当者が起案をし、町長の決裁を受けるわけでありまして。当然町長の決裁を上げたときには、その書類は厳重に保管がされているはずなんです。そこで、その調書を野瀬主監も目に触れることがあるんですか。ないんですか。お答えください。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 現在のやり方を申し上げますと、契約担当課は総務課財政グループでありますので、財政グループの担当者が、契約入札担当者が調書を作成をして、相互に計算ミスがないかのチェックをしてから町長に決裁に行



って封印をしますので、私はその調書の作成には参画をしていません。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 わかりました。

次に、入札の実際に行われている光景から、入札者のチェック、入札代理人が委任状を持って入札を行うわけですが、そのチェックは十分にされているかどうか。1つの例を挙げます。議会議員は、町の請負ができないということで請負をする場合は、その議会議員が代表はできないので、役員になれないので、その妻なり、また誰かがかわってその会社の代表者になるわけですが、議員の中にもおられます。そのことは92条、これは地方自治法ですが、92条の2でそのことが定められていて、一応その役員になることもできない。その議員が入札に参加をしたと。そして、札を入れたということは、入札規定から照らして妥当なことであるのかどうか、野瀬主監、お答えください。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 まず、入札に関しては、指名登録業社の入札参加人の登録と、それから入札に使う印鑑がありますので、それを手元に置きながらチェックをします。そして、その入札担当者が出られない場合には代理人の出席ということになりますので、代理人の場合には自社から代理者の委任状が提出されます。もちろんその委任状についても入札担当者が委任をする人の名前を書いて、委任者のはんこも押したものが委任状でありますので、一々業社のチェックと確認を入札前に入念に行います。

2点目については、地方自治法第92条の2に、議員の兼業禁止の条項でございしますが、今おっしゃったように代表者にはなれないということございします。今回、ご指摘については、入札人については請負業社の一従業員でございします。代理人については社の入札担当者が何人にも委任ができるということございしますので、委任については差し支えがないということになります。ただ、議員の兼業禁止からすると、どちらかというとなふさわしくはないということになります。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 一応会社の代表者の委任状は持参はされていたわけですね、今の方は。

○野瀬総務主監 どの業社たりとも代理人の場合は委任状がなければ入札に参加はできないということございします。したがって、委任状はございしました。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 ただ、議員の立場で入札会場へ行って入札を行うということも、私は違法行為ではないけど脱法行為である、好ましくないということが言わ

れております。これはあくまでも謹んでいただきたいことであるという  
ことを申し述べておきたいと思っております。

最後に、7月9日の入札執行についてでございますが、いろいろと取りざ  
たをされておりました。先ほどの質問の中にも、匿名じゃなく実名でそうい  
う投書があるとか、また、議員の中にも土建業社の中にも、また町民の何人  
からもそういう声があるということは私も直接は聞いているんですが、その  
ようなことに対して町長、釈明することがあるなら、また、そういう事態で  
誤解を生んで反省をするというようなことがあればお聞かせください。なけ  
れば答えなくても結構でございます。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 想定と不測の質問にはお答えできません。

○建部議員 一応、事実でありますから、そういう声も聞いていることは。た  
だ、そのことについて率直にどう考えているかということがお聞かせできれ  
ば聞かせていただきたかったんですが、それは拒否をされましたので、以上  
で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○山田議長 建部議員の一般質問が終わりました。

これをもって通告書による一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時15分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 壽 一

署 名 議 員 丸 山 恵 二

署 名 議 員 木 村 修